

## Ⅱ－６ 農地農業用施設災害復旧事業通知等

§ 1	各種計画及び他事業との関係	Ⅱ-225
1-1	都市計画法による都市計画区域内における農地農業用施設 災害復旧事業の取扱い	Ⅱ-225
1-2	災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書	Ⅱ-226
1-3	災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目に ついて	Ⅱ-228
1-4	災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目に ついて	Ⅱ-229
1-5	河川災害と農地農業用施設災害との取扱いについて	Ⅱ-231
1-6	農業用施設災害として取扱う排水路と、公共用施設災害と して取扱う河川との区分について	Ⅱ-232
1-7	頭首工、橋梁、サイフォン等河川工作物の採択	Ⅱ-233
1-8	原位置を変更して復旧する場合における旧施設の撤去費等 の取扱いについて	Ⅱ-233
1-9	河川管理施設等構造令（抄）	Ⅱ-234
1-10	河川管理施設等構造令に関する覚書（抄）	Ⅱ-235
§ 2	査定要領等に係る解釈	Ⅱ-237
2-1	災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」に ついて	Ⅱ-237
2-2	災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」に ついて	Ⅱ-238
2-3	農地の復旧面積の取扱い	Ⅱ-239
2-4	災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する 標準的な費用の額の算定方法を定める件（告示）	Ⅱ-241
2-5	農地災害にかかる客土土壌改良資材投入量算定 について	Ⅱ-242
2-6	傾斜が20度を超える被災農地の取扱いについて	Ⅱ-244
2-7	農林水産大臣が定める農作物に係る農業所得の確認に ついて	Ⅱ-245
2-8	竜巻を含む突風災害における農地災害復旧事業 の取扱い	Ⅱ-247

2-9	災害復旧事業における植木畑の対象農地について……………	II-248
2-10	圃場整備事業地区に係る農地農業用施設の災害復旧事業の 取扱いについて……………	II-251
2-11	農地農業用施設災害復旧事業査定要領第13(2)の取扱いに ついて……………	II-254
2-12	ため池の波除護岸の取扱い……………	II-254
2-13	頭首工に欠口を設ける場合の取扱い……………	II-255
2-14	土地改良事業、構造改善事業等により新設または改良した 用水路、排水路の災害復旧事業の取扱いについて……………	II-259
2-15	災害査定における水路護岸等のすり付け工の取り扱いに ついて……………	II-259
2-16	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係る道路の 災害復旧事業の取扱いについて……………	II-262
2-17	農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて……………	II-262
2-18	「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」の細部 運用について……………	II-263
2-19	道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱い について……………	II-265
2-20	傾斜地果樹園の崩壊とこれによる農地等の埋没による被害 の防止について……………	II-265
2-21	自然環境の保全に配慮した工法の基準について……………	II-267
2-22	災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の 採用について……………	II-268
2-23	災害復旧箇所別特性整理表の提出について……………	II-269
2-24	自然環境の保全に配慮した工法の留意事項……………	II-272
2-25	農地・農業用施設の災害復旧事業における棚田等景観に配 慮した工法の採用について……………	II-273
2-26	農地・農業用施設等の災害復旧事業における希少な野生 動植物等への配慮について……………	II-277
2-27	干ばつ災害復旧事業の取扱い……………	II-278
2-28	干ばつ災害復旧事業の取扱いについて……………	II-281
2-29	火山噴火の噴出物が堆積した場合の事務取扱要綱第3(2) の取扱についての覚書……………	II-282

2-30	火山噴火により農業用水の水質が変化した場合の取扱いについての覚書	II-282
2-31	地方公共団体等が実施する農業水利施設及び集落排水施設の耐震強化等の推進について	II-282
2-32	地震動及び液状化が原因で被災した農業用施設の復旧工法について	II-285
2-33	コンクリートブロックの設計について	II-286
2-34	杭打工の杭の根入れ長の設計について	II-287
§ 3	提出書類	II-288
3-1	農地、農業用施設にかかる被害報告方法について	II-288
3-2	地すべり災害の取扱いについて	II-290
3-3	災害復旧事業における資料整備について	II-290
3-4	災害復旧事業における「インターネットを利用した気象資料の活用」について	II-291
3-5	インターネットを利用した気象資料の活用に係るURLの表示について	II-292
3-6	地籍調査結果の活用について	II-293
3-7	災害復旧事業における「水土里情報システム等のGISや航空写真の活用」について	II-293
3-8	GISを活用した農地面積等の算定における留意事項について	II-294
3-9	査定設計書添付写真の作成について	II-295
3-10	写真測量を用いた査定設計書添付図面等の作成について	II-296
3-11	査定設計書の添付図面及び写真の作成について	II-297
3-12	査定設計書作成にあたる工種の適用区分について	II-299
3-13	産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費の計上に伴う計画概要書等の記載内容の追加について	II-301
3-14	災害復旧事業の申請時における産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費の計上について	II-304
3-15	当該年発生災害を当該年度単価等の決定前に査定をする場合の事業費の決定について	II-306
3-16	農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領	II-307

3-17	農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務 処理要領の運用について……………	II-308
3-18	農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務 処理要領の運用についての別に定める取扱いについて…	II-317
3-19	災害復旧事業（補助）計画概要書及び設計書作成における 消費税相当額の取扱いについて……………	II-321
3-20	査定前着工の事前打合せ等について……………	II-325
3-21	航空写真等を活用した大規模災害時等における農地・農業 用施設の迅速な被害状況の把握について……………	II-329
§ 4	査定の実施……………	II-331
4-1	農地農業用施設の災害査定の実施について……………	II-331
4-2	「農地農業用施設の災害査定実施について」の運用に ついて……………	II-332
4-3	ルース台風災害復旧対策に関する閣議決定（抄）……………	II-334
4-4	（参考）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条の規 定に基く検査立会に関する件……………	II-334
4-5	大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設 災害復旧事業査定方針について……………	II-345
4-6	激甚災害（本激）に係る災害査定の取扱いについて……………	II-341
4-7	激甚災害に係る災害関連事業の概要書等に添付する図面等を 簡素化した場合の取扱いについて……………	II-341
4-8	机上査定の効率的な実施について……………	II-342
§ 5	計画変更及び増高申請……………	II-347
5-1	農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱い について……………	II-347
5-2	計画変更の取扱いについて（50・8・21）……………	II-352
5-3	計画変更の取扱いについての一部改正について……………	II-352
5-4	農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業等の実施に ついて……………	II-353
5-5	他事業との合併施行（差額関連事業を含む）の取扱いに ついて……………	II-355
5-6	災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の簡素・ 合理化について（昭和63年）……………	II-357

5-7	災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の簡素・合理化について（平成2年）	II-362
5-8	（参考）平成16年度発生災害における補助率増高申請事務 手続の簡略化について	II-363
5-9	災害復旧事業に係る補助率増高申請等の簡素・合理化に ついて（平成17年）	II-364
5-10	平成23年発生災害における補助率増高申請事務手続の簡略 化について（平成23年）	II-365
§ 6	事業の実施等	II-367
6-1	農地農業用施設等災害緊急派遣調査実施規程	II-367
6-2	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関 する法律第3条の2に関する覚書	II-371
6-3	農地・農業用施設災害復旧事業等の適正な執行 について	II-372
6-4	未しゅん功工事の防止について	II-374
6-5	未しゅん功工事の防止について	II-374
6-6	農林水産省農村振興局所管災害関連事業の実施 について	II-375
6-7	砂防事務ト荒廃地復旧及開墾地復旧事務ノ取扱ノ件	II-376
6-8	揚水（排水）施設及び集落排水施設における災害復旧事業の 取扱いについて	II-377
6-9	災害復旧事業による再度災害防止に向けた取組等の推進 について	II-378
6-10	機械設備等被災時の復旧工法の検討フロー（案） の送付	II-379
6-11	災害復旧事業における直営施工方式の推進について	II-381
§ 7	個別災害に係る取扱い等（参考）	II-384
7-1	（参考）有珠山噴火に係る事務取扱要綱第3（2）の取扱いに ついての覚書	II-384
7-2	（参考）三宅島火山噴火に伴う降灰農地（畑）復旧におけ る土壌改良工法について（昭和58年）	II-384
7-3	（参考）平成6年干害応急対策事業助成要綱について	II-387
7-4	（参考）低温により被災した施設に係る災害復旧事業の 取扱いについて（通知）	II-389

- 7-5 (参考)「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の  
取扱いについて」の運用について…………… II-390
- 7-6 (参考)「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の  
取扱いについて」の運用について(補足)…………… II-392
- 7-7 (参考)平成16年新潟県中越地震被害にかかる平成17年  
農地・農業用施設に係る融雪災害の取扱いについて…………… II-394
- 7-8 (参考)霧島山(新燃岳)噴火に係る農道における災害  
復旧事業の取扱いについて…………… II-395
- 7-9 (参考)平成25年11月から平成26年2月発生の大雪に  
伴う農地・農業用施設の災害復旧事業の取り扱いに  
ついて…………… II-396
- 7-10 (参考)平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復  
旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の  
取扱いについて…………… II-397
- 7-11 (参考)「平成26年11月22日の地震による災害に係る災害  
復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務  
の取扱いについて」の運用について…………… II-398
- 7-12 (参考)UAV(ドローン)を活用した農地への流入土砂  
等の測定について…………… II-400
- 7-13 (参考)倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱い  
について…………… II-401

## Ⅱ－6 農地農業用施設災害復旧事業通知等

### § 1 各種計画及び他事業との関係

#### 1－1 都市計画法による都市計画区域内における農地農業用施設災害復旧事業の取扱い

昭和45年5月（災害復旧課長会議指示）

災害復旧事業の現行制度のもとでは、たとえ近い将来市街化が進むことが予測される地域の中であっても、これを一方的に排除することはできない。

都市計画法による市街化区域および市街化調整区域における今後の農林漁業施策としては、農林事務次官通達（別記）により災害復旧事業については市街化区域においても実施することになっている。

これは、市街化区域は、おおむね10年以内に市街化されるポテンシャルを有してはいるが、必ずその年限内に市街化される保証がない。又災害復旧事業は、比較的短期に事業効果が現われる事業であり、被災農業者の経営の安定が民生の安定にもつながる事、等からみて止むを得ない処置であると考えられる。

しかし乍ら都市近郊に発生した農業用施設の災害について他の農業振興地域と同様の取扱いとすることについては疑義があり、今後この取扱いについては、次の方針に従い運用することとしたいから、これに該当する災害復旧事業は、都市計画の動きを充分考慮し申請が行われるよう関係者を指導せられたい。

- 1 都市計画法により都市計画事業を施行することが認可された事業地内の農地（農地およびその農地の利用又は保全上必要な施設。以下同じ。）の災害復旧事業は、原則として実施しない。
- 2 都市計画法による都市計画施設の区域、および市街化区域にある農地の災害復旧事業は、当該区域における都市計画事業の実施、市街化の動向等を勘案して工事の廃止、縮小または復旧工法の検討（暫定工法にとどめる等）を実施する。

(別記)

市街化区域は、既成市街地およびおおむね10年以内に優先的に市街化を図るべき区域であって都市施設の整備に応じ逐次市街化されることが見込まれるから土地基盤整備事業その他効用の長期におよぶ施策は行わないこととするが、当分の間はなお農林漁業上の土地利用が続けられる区域を含むこととなるのでこれ等の土地について経営を継続するために必要な次に掲げる施策は行うこととする。

- (1) 災害復旧事業等災害が発生した場合における農林漁業者の経営の再建維持を図るための事業かおよび農用地がなお相当規模残存する区域において必要と認められる農用地防災事業

「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域区分と農林漁業との調整措置法に関する方針について」(昭和44年8月22日44農地C第374号 事務次官通達)の第3の1から抜粋

## 1-2 災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書

昭和30年7月23日  
建設省河川局長  
農林省農地局長  
林野庁長官

建設、農林両省は災害復旧事業の国費の重複支出を防止するため、災害復旧事業の査定に際しては、左記事項を厳守するものとする。

### 記

- 一 建設、農林両省は、左の各号に掲げる施設については、当該各号に定めるところに従い査定するものとする。

#### 1 用水取入堰と河川護岸

- (1) 用水取入堰の元付工は、原形の井堰を基準として上流側は井堰上流から10メートル(但し、取入口が井堰上流端から上流10メートル以上にある場合は取入口)まで、下流側は水叩(保護工を除く)先端から15メートルまでとし、河川護岸工は右部分を控除するものとする。
- (2) 河川護岸の法線を後退して復旧する場合において必要な井堰、取入暗渠、橋梁及びサイフォンの継足等の工事については、これらの施設が被

災していないときは、河川工事の附帯工事とし、これらの施設が被災しているときは、それぞれこれらの施設の工事とする。

## 2 井堰と床止

床止で井堰の効用を兼ねるものについては、治水上必要な限度までの工事は床止工とし、その他の工事は井堰工とする。この場合において井堰工は、床止工の決定後これと照合して決定するものとする。

## 3 堤防護岸等と堤塘

河川の堤防護岸等に関する工事のうち、治水上の影響が軽微なもので農地又は農業用施設と関連して施行する必要があるものは、堤塘工事とする。

## 4 市町村道と農道又は林道

市町村道と農道又は林道とが重複する部分の道路工事は、市町村道の工事とする。

## 5 河川と農道又は林道

(1) 河川の堤防であって農道又は林道を兼用しているものについては、治水上必要な限度までを河川工事とし、その他工事は農道工事又は林道工事とする。

(2) 河川に農道橋又は林道橋が架設されている場合における河川の護岸については、橋台として必要な部分の工事は農道工事又は林道工事とし、その他の部分の工事は河川工事とする。

(3) 河川の護岸を農道又は林道が併用している場合においては、農道又は林道のみを保護する目的の護岸は農道工事又は林道工事とし、その他の工事は河川工事とする。

## 6 砂防堰堤と林道

被災した砂防堰堤の復旧位置が変わることによって林道が埋没する場合における林道の工事は、林道が被災していないときは砂防堰堤工事の附帯工事とし、林道が被災しているときは原形復旧までは林道工事、その他必要を生じた増加工事は砂防堰堤工事の附帯工事とする。

## 7 河川、砂防設備及び道路と林地荒廃防止施設

(1) 河川工事又は道路工事に直接関係のある山留施設の工事は、当該河川工事又は道路工事に含め、その他の山留施設の工事は林地荒廃防止施設の工事とする。

(2) 溪流部分における工事については、昭和4年12月6日発土第85号各地方長官宛内務、農林両次官依命通牒「砂防事務ト荒廢地復旧及開墾地復

旧事務ノ取扱ノ件」によるものとする。

(3) (1) 及び(2) により所管を定め難い場合、工法の関連上必要のある場合又は大規模な地すべり地帯における場合は、特に協議の上決定するものとする。

二 一に掲げる施設その他二重申請のおそれのある施設については、申請に先立ち予め申請者側の関係部課において協議調整させ、協議が整ったものには関係部長の証明書を添付させるものとする。但し、協議が整わない箇所については、申請目論見書(査定調書)にその表示をさせるものとする。

三 前項但書に該当する箇所については、採択を保留し協議が整った後に決定するものとする。

四 申請箇所には両省の所管を色別した標識杭を現地に必ず打たせるものとする。

五 建設省河川局長、農林省農地局長及び林野庁長官は、この覚書及びその実施に関する細目につき、連名で各都道府県知事に通知するものとする。

### 1-3 災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について

昭和30年8月16日

建河発第 342号

30地局第 4591号

30林野第 12518号

建設省河川局長

農林省農地局長 から 都道府県知事 あて

林野庁長官

最近災害復旧事業の二重採択の事例を生じていることは洵に遺憾であるが、この不当事例の発生を防止するため、重複して採択するおそれのある施設に関して今回建設、農林両省は別紙のような覚書を取り定め今後の査定においてはこれに準拠して実施することとなったから了知されたい。

については貴県におかれても災害復旧事業の申請に当っては、この覚書の趣旨に基き、苟も二重に申請することのないよう内部調整を密にするとともに貴管下の各公共団体及び関係機関に対しても即刻この旨を徹底させるよう御

取計らい願いたい。

なお、この覚書の実施に関する細目は左記により取扱われたい。

#### 記

- 1 関係部長の証明書は申請目論見書（査定調書）に添付し、協議の整わないものがあるときは、目論見書の当該工事の上欄に△印を附して証明書に△印は協議不調を示す旨を記しておくこと。
- 2 覚書4の標識杭については左記によること。
  - (1) 頭部の色別 建設省 県工事 青  
市町村工事 赤  
農林省 農地局関係 黒  
林野庁 林地荒廃防止施設 白  
林道 緑
  - (2) 記入事項 所属年災、申請番号、工事延長、起終点の別

### 1-4 災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について

昭和33年10月22日  
建河発第 688号  
33地局第 5749号  
33林野第 13833号

建設省河川局長  
農林省農地局長 から 都道府県知事 あて  
林野庁長官

建設、農林両省は、災害復旧事業の国費の重複支出を防止するため「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」を作成し、この覚書の取扱細目について昭和30年8月16日付建河発第342号、30地局第4591号、30林野第12518号で通知し、二重採択を防止することに努力してきたところであるが、いまだに申請者側の関係部課における協議調整が不十分なため、一部において二重採択を生じ、会計検査院等の指摘事項となっていることはまことに遺憾である。自今当該覚書の取扱細目を厳格に履行するとともに、特に用水取入堰と河川護岸、井堰と床止工については、下記事項に留意し、遺憾なきを期する

とともにすみやかに貴管下公共団体及び関係機関に対し趣旨を周知徹底せしめられたい。

記

- 1 用水取入堰と河川護岸又は井堰と床止工がともに被災している場合において、当該災害の復旧事業について国庫負担（補助）を申請するに際しては、土木事務所長及び耕地事務所長（又は地方事務所等の耕地主管課長）は、当該施設の復旧位置を記入した平面図並びに復旧する施設の設計概要を記入した調書（別記様式第1）を相互に提出し、重複の有無について事前に協議するものとする。
- 2 前項の施設に係る査定がある場合においては、申請者側の係員はそれぞれ立会し、当該施設の復旧位置並びに復旧工法について現地で確認するものとする。
- 3 前項の査定が終了した後すみやかに申請に係る都道府県知事は、前項の施設の復旧位置並びに復旧工法について二重採択の有無を再確認し、その結果報告書（別記様式第2）を関係主務省の局長に提出するものとする。

別記様式1

査定番号	河川名	地 名			設計概要	摘要
		郡 市	町 村	大 字		
県 工 事						
市 町 村 工 事						

備 考

1. 「大字」欄には、かならず目標になるものをあわせて記入すること
2. 「設計概要」欄には、下記の事項を記入すること
  - (1) 河川復旧の場合
    - (イ) 復旧施設の高（堤防天端までの高、護岸高、河岸高）
    - (ロ) 被災水位高
    - (ハ) 堤防天巾、底巾
  - (ニ) 河巾（河床巾被災水位における河巾）

(2) 井堰又は用水堰の復旧の場合

(イ) 堰本体上流側より水叩先端部までの距離

(ロ) 堰本体上流側より取入口までの距離

(ハ) 堰の高さ並びにその工種（木床、コンクリート等……）

別記様式 2

査定番号	事務所名	河川名	位置			決定金額	設計概要	対照番号
			郡市	町村	大字			
県工事								
市町村 工事								

備 考

1. 重複して採択された箇所がない場合には、「該当なし」と記入すること
2. 重複して採択された箇所がある場合には、当該箇所の査定設計書を添付すること
3. 「対照番号」欄には、建設省に提出するものにあつては、井堰等に係る農林省の査定番号を、農林省に提出するものにあつては、河川護岸等に係る建設省の査定番号を記入すること

## 1-5 河川災害と農地農業用施設災害との取扱いについて

昭和43年4月（査定官会議指示）

このことについては「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」に大綱が示されているが、細部について統一を欠く面があるので下記のように扱うものとする。

イ. 農地復旧について（協議書必要）

- a) 河川災害の本災の法線が決定し、旧農地の復旧の放棄（耕作者の同意が必要）が明確または河川災害で買収されることが確定（負担法の査定済又は未査定であっても協議書により決定が確認される場合）されてい

る場合は、法線内の農地復旧は採択しない。

- b) 河川災害の本災の未決定の場合並びに関連、助成事業箇所（査定済未査定にかかわらず）の農地復旧は採択する。
- c) 農地復旧に当り河川護岸が必要な場合、その採択に当っては協議書に基づくものとするが、1、2級河川にあっては止むを得ざるもののみ限定すること。但し、河川管理者が工法上の条件を附することには応じないものとする。

この場合農地復旧の施行時期と河川護岸復旧時期がマッチする必要があるが、河川護岸の施行時が、関連助成事業等の都合で遅れることが明らかかな場合には、河川側の仮設護岸を応急工事として計上する様協議書の改訂を求めるか、別途この件についての協議を関係機関において行わしめること

#### ロ. 施設の復旧について

- a) 二重採択防止に関する覚書1の(2)で河川護岸の法線が後退する場合の農業用施設の取扱いが規定されており、未被災の場合は河川工事の附帯工事とし、被災しているときはそれぞれの施設の工事としているが、この場合頭首工等の部分災害で原形復旧で従前の効用が回復される程度のものを含めない。
- b) 被災河川の災害復旧法線が未決定の場合は、協議書の計画法線により、農業用施設の復旧を定めるものとする。この場合河川法線がその後変更になっても設計変更として処理すべきもので要領第18の(2)による保留扱いとはしない。

### 1-6 農業用施設災害として取扱う排水路と、公共用施設災害として取扱う河川との区分について

昭和45年4月（査定官会議指示）

農業用施設災害と重複して採択するおそれのある施設については、昭和30年8月16日付け30地局第4591号「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱い細目について」に基き、申請に先立ち予め申請者側の関係部課において協議調整させる等の措置をとっているが、従来から必ずしも農林災害として取扱う排水路と、建設災害として取扱う河川との区分が明確でなかった、河川法が適用（又は準用）されない普通河川について、今後下記のとおり

り取扱う方針としたので、申請に先立ち実施する内部協議の際、この主旨に沿って、農林災害と建設災害との区分を明らかにするよう指導されたい。

#### 記

一つの河川において建設災害として採択した箇所から下流にある河川の災害は原則として建設災害として取扱う。

### 1-7 頭首工、橋梁、サイフォン等河川工作物の採択

昭和43年4月（査定官会議指示）

頭首工、橋梁等河川工作物の復旧に際して、河川管理者の条件がつく場合が多いが査定設計の段階においては、河川管理者の条件を加味しない法令、要綱、要領等に定められた復旧工法によるものとし、査定時点では採択しないものとする。

ただし、（１） 当該河川が災害復旧事業として一定計画で復旧する場合の計画洪水位、河床高の改訂等は考慮する。しかし、河川計画決定にあたっては、取水施設等を充分考慮して決定するよう協議を密にすること。

（２） 農業用施設が被災し、原形復旧不可能、困難又は不適當の条項を適用して採択する場合には、査定基準を逸脱しない範囲において「河川工作物設置基準案」を考慮する。

註 河川災害復旧事業以外の事業（治水、関連、助成事業等）にもとづく河川断面の変更、計画高水位、河床高の改訂等治水上からの要望により頭首工を全面可動とする工法、河川計画断面に合致させるための堰長を採用する等の復旧工法は、査定には災害復旧工事として採択しないものとする。

また、全体計画書作成にあっても原則として、災害復旧工事としては採択しない。

### 1-8 原位置を変更して復旧する場合における旧施設の撤去費等の取扱いについて

昭和44年11月（課長会議指示）

被災後の状況変化、被災の程度等から原位置復旧を不相当と認め、復旧対象施設の位置を変更して復旧する場合における、旧施設の撤去等に要する費用は、比較設計の結果、原位置で復旧する（応急工事を含む。）よりは位置変更して、旧施設の残存部分の撤去等を含めて復旧する方が安価となる場合に限り、災害復旧事業の補助対象とすることができる。

なお、その取扱いは下記のとおりとする。

- 1 災害復旧事業としては、河川管理上等から撤去等が止むを得ないものと認められるものに限る。

原則として河川管理者等の撤去等の命令によるものとする。

- 2 災害関連については、比較設計の如何にかかわらず、止むを得ないものについては採択することができるものとする。

- 3 査定時又はその後の取扱い

- (1) 査定時には原則として計上しない。

但し、既定の計画河床等から明らかに上記と認められる場合は、査定時に計上しても差支えない。

- (2) 査定時には計上しない場合、実施設計の段階又は河川管理者等と協議の結果により、必要となったものについては計画変更（大臣承認事項）（注）又は残事業調査で計上する。

（注）

大臣承認事項とあるのは現行では「大臣協議（同意）事項」であり、地方農政局長等に権限が委任されている。

## 1－9 河川管理施設等構造令（抄）

昭和51年7月15日 政令第199号

内閣は、河川法（昭和39年法律第167号）第13条第2項（同法第100条第1項において準用する場合を含む）の規定に基づき、その政令を制定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、昭和51年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に法第26条の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工

作物を含む。)がこの政令の規定に適合しない場合においては当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手(許可工作物にあっては、法第26条の許可)がこの政令の施行の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

## 1-10 河川管理施設等構造令に関する覚書(抄)

51構改D第564号  
建設省河政発第41号  
昭和51年7月15日

河川管理施設等構造令(以下「令」という)の制定に際し農林省及び建設省は、下記のとおり了解する。

農林省構造改善局長  
建設省河川局長

(抜 粋)

### 6 改築について

令第2条第1号から第3号まで、第74条及び附則第2項の「改築」とは河川管理施設又は許可工作物の施設全体にわたる改造工事というものとする事。

### 7 災害復旧について

(1) 令第74条及び附則第2項の「災害復旧」は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項及び第3項に規定する災害復旧事業、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)第2条第6項及び第7項に規定する災害復旧事業並びに臨時石炭鉱害復旧法(昭和27年法律第295号)第2条第2項及び第2条の2に規定する復旧工事を含むものとする事。

(2) 災害により滅失した施設を築造し、及び被災した施設を原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の効用を回復するために必要な施設を築造し、又は、原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設を築造して行う災害復旧は令第74条及び附則第2項における「改築」に相当

すること。ただし、災害により河床の状況が変化したため、従前河床が果たしていた機能に代わる施設を設ける場合等新たに施設を設ける場合はこの限りでない。この場合において、計画横断形が現状の断面と著しく異なり、この政令の基準により難しい場合は、双方協議して取扱いを定めるものとし、当該復旧施設は令第73条第1号又は第2号に定める河川管理施設等として取り扱うことができるものとする。

## § 2 査定要領等に係る解釈

### 2-1 災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について

平成20年3月31日

(農村振興局防災課長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局  
土地改良課長、北海道農村整備課長あて)

災害復旧事業の対象となる施設は、適正な維持管理を行っていることが前提となっており、査定に際し維持管理の義務を怠ったことに基因して生じた  
と認められる災害は、法令等に照らし災害復旧事業として資格を欠くもので  
「欠格」として取扱い、採択しないこととしている。

については、農業用施設が被災し災害復旧事業の申請があった場合における  
維持管理資料について、下記のとおり運用することとする。

このことについて、なお一層の適切な運用に資するため、農村振興局所管  
の災害復旧について下記によることとしたので、貴職より関係機関に周知を  
願います。

なお、「査定時における「被災前の維持管理状況資料」の整理について」  
(平成17年3月28日付け農林水産省農村振興局整備部防災課災害査定官  
名事務連絡)は廃止する。

#### 記

##### 1. 日常の維持管理記録の整理

関係都道府県は市町村及び土地改良区、水利組合等の維持管理団体に対  
し、農業用施設の維持管理の状況が判る資料を常日頃整理して置くよう助  
言すること。

なお、整理する資料は日常の維持管理実態が判る資料及び写真記録でよ  
い。

日常の維持管理実態が判る資料とは、  
例えば、頭首工、ため池、用排水機場等にあつては、施設点検台帳、運転  
日誌等

用排水路にあつては、毎春利用前の共同役務の実施記録、用水各  
期、出水期の点検パトロール記録等

農道にあつては、毎春利用前の共同役務の実施記録、定期補修砂利等の投入記録等

2. 災害復旧事業申請時（実施査定時）の説明

申請者は、災害復旧事業申請時に災害復旧事業計画概要書等による説明のほかに当該被災施設の日常の管理に係る維持管理記録簿等に基づき、維持管理状況を説明すること。

3. 災害復旧事業の採択

災害復旧事業の採択に当たっては、前記の維持管理状況の内容も含めて適否を判断するものとする。

なお、点検及び点検に基づく必要な維持補修を著しく怠ったことに基因して生じたことが明らかに認められる災害については、維持管理不良とみなし欠格とする。

## 2-2 災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について

平成20年3月31日

（防災課災害査定官から各地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて）

標記については、平成20年3月31日付け防災課長名事務連絡により通知したところですが、取り扱いについて下記のとおりとするので適切に対処されたい。

### 記

1. 維持管理資料整理の創意工夫

日常の維持管理記録の整理について

例えば、頭首工、ため池、用排水機場等にあつては、施設点検台帳、運転日誌等

用排水路にあつては、毎春利用前の共同役務の実施記録、用水各期、出水期の点検パトロール記録等

農道にあつては、毎春利用前の共同役務の実施記録、定期補修砂利等の投入記録等

の例示を示したが、併せて各点検を行った際には、引き続き写真による記録も併せて整理するものとする。

なお、用水路、排水路、農道等の延長がある施設については、全ての区間を記録として写真を撮ることは現実的ではないので、施設の標準的な箇所、変化点等、施設の実情に合わせ創意工夫を行い記録すること。

また、点検パトロール等の維持管理記録においても、目視点検項目を整理し、測点、区間を対比し、点検箇所と点検内容が判るように工夫し、施設及び地域の実情に合わせた記録簿等を作成し整理するなど、各管理主体において適正な維持管理に資するよう創意工夫を図るものとする。

## 2. 今後の方針

今後、各地域の創意工夫の基に整理された資料を参考に、標準的な記録簿等を作成し、適正な維持管理を行えるよう各農政局において検討するものとする。

### 2-3 農地の復旧面積の取扱い

昭和44年6月16日

(農地局災害復旧課長から地方農政局災害復旧課長、北海道土地改良第2課長あて)

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項により復旧面積は原則として被災前の田畑別の実面積を限度とし、被災前の農地の面積が不明な場合は、台帳面積によることとしているが、災害復旧事業は、被災前の原状に則して復旧することをたてまえとしているため、復旧計画の樹立にあたっては、実測値による実面積によることが望ましい。

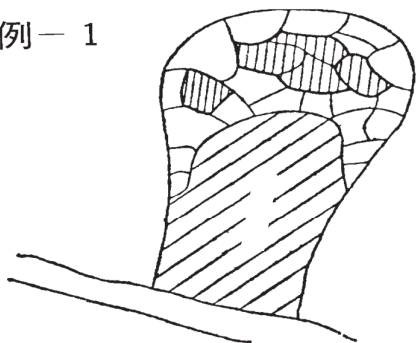
しかし、地すべり災害等、被災後の状況変化が著しく、被災前の実面積の実測が不可能な場合は台帳面積を復旧対象面積とするが、この台帳に縄のびの補正を行なった面積を復旧対象とすることは差支えない。

縄のび補正を行なう場合は当該台帳の筆番号の明確な近傍類似の未被災農地を数カ所選定し、この実測面積と台帳面積との縄のびの平均値によるもの

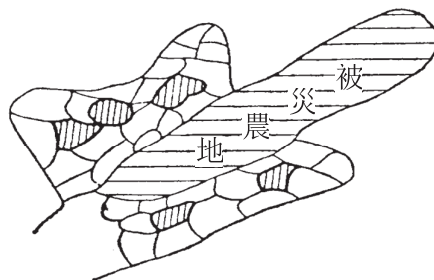
とするが、数カ所の選定にあたっては、自力開こん等の面積が実測値に含まれることのないよう留意するとともに、単なる推測による面積を縄のびの補正值に含めてはならない。

近傍類似の未被災農地の数カ所（原則として5～6カ所以上）選定事例

例－ 1



例－ 2



に該当する筆番号箇所を選定するもので、その他箇所の選定は不適當である。

縄のび補正を生じた場合は下記の計算例による。

縄のび補正による復旧面積および査定額について

### 1 復旧面積の計算例

○被災地の復旧申請面積 900 a（うち農地面積700 a、畦畔面積200 a）

○同上の台帳面積 500 a（畦畔面積を含む）

○近傍類似の未被災農地の台帳面積

80 a（畦畔面積を含む）

○同上の実測面積 120 a（うち農地面積90 a、畦畔面積30 a）

$$500 a \times 120 / 80 = 750 a$$

$$750 a \times (1 - 30 / 120) = 563 a$$

即ち、縄のび補正を行った復旧対象農地面積は563 a となる。

### 2 査定額

申請面積900 a（うち農地700 a、畦畔200 a）を査定した結果、面積に変更がなく査定額1,400千円となった場合の補助対象となる査定額は

$$1,400 \text{千円} / 700 a \times 563 a = 1,126 \text{千円}$$

即ち、査定票に記入される査定額は1,126千円となる。

## 2-4 災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（告示）

令和3年5月12日 農林水産省告示第739号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第9条第6号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

農林水産大臣

- 1 復旧すべき農地面積を0.682乗した値に1,000を乗じて得た額に換算係数1.188を乗ずるものとする。
- 2 前号において、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

### 附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 令和2年5月11日農林水産省告示第935号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。
- 3 この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお、従前の例による。

## 2-5 農地災害にかかる客土土壌改良資材投入量算定について

平成2年2月（査定官指示）

このことについては、昭和51年4月査定官会議において指示したところであるが、客土工法の場合、耕土としての理化学性、生物性が劣っていることが多いことから、炭カル、リン酸資材と併せ有機質資材の投入も事業の対象とすることとし、今後は下記要領によるものとする。

### 記

- 1 炭カル施用量
  - 1) 改良深は15cmを限度とし、被災耕土深までとする。
  - 2) 作物別改良目標（別紙）を定め、緩衝能曲線法により算出される炭カル量
- 2 磷酸施用量
  - 1) 改良深は15cmを限度とし、被災耕土深までとする。
  - 2) 磷酸吸収係数の4%以内に相当するP205を原則として溶磷で投入する。
- 3 有機質施用量

有機質資材の投入量は、次の基準以内とする。

水分率（%）	10アール当り投入量（トン）
45以下	3
46～55	4
56～65	5
66～70	6
71以上	7

（注）水分率は、整数止めとし小数第1位は四捨五入する。

なお、資材の選定等については『平成2年度「農地開発事業における有機質資材の投入について」の取扱いについて』によられたい。なお、今後本取扱いが変更になった場合はそれを適用するものとする。

注1) 分析される客土資料は少くとも数個（原則として5～6個以上）とする。

2) 上記1、2)、及び2、2) は県農事試験場等公的機関における分析

結果による。

3) 上記事業費は反当限度額に算入するものとする。

(別紙)

酸性土壌改良目標PH

区分	作物名	
	改良目標PH6.0	改良目標PH6.5
樹園地	もも, おうとう, くり, 茶, びわ, りんご, なし, 西洋なし, かんきつ類, かき	ぶどう, いちじく, くるみ, 桑
普通畑	たばこ, こんにゃく, あわ, ひえ, かんしょ, いぐさ	燕麦, ライ麦, とうもろこし, きび, ばれいしょ, 大麦, 小麦, そば, だいず, あずき, きゅうり, とまと, なす, メロン, すいか, かぼちゃ, いんげん, えんどう, かんらん, はくさい, ほうれんそう, ねぎ, いちご, はなやさい, レタス, ふだんそう, アスパラガス, しょうが, ゆり, だいこん, かぶ, にんじん, さといも, ごぼう, たまねぎ, とうがらし, らっきよ, セロリー, パセリ, さとうきび, らっかせい, なたね, はっか, てんさい
飼料畑	トールフェスク, レンゲ, カウビー, ルービン	チモシー, オーチャードグラス, イタリアンライグラス, ペレニアルライグラス, スーダングラス, レッドクローバー, ラジノクローバー, クリムソンクローバー, ベッチ類, アルファルファ, ホワイトクローバー

## 2-6 傾斜が20度を超える被災農地の取扱いについて

平成23年12月28日

(農村振興局整備部防災課長から地方農政局防災課長、  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて)

平成23年12月28日付けで農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)の一部を改正する政令が公布・施行されるとともに農林水産省告示(平成23年告示2426号)が制定され、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第2条の3第1項に規定する果樹農業振興計画に係る果樹であって、傾斜が20度を超える農地において栽培される場合に当該農地以外の農地において栽培される場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られるものに係る栽培の用に供される傾斜が20度を超える農地(その農地の利用又は保全のための農業用施設を含む。以下同じ。)については、新たに災害復旧事業の対象となったところである。

これに伴い、傾斜が20度を超える被災農地の災害査定を下記により取扱うこととしたので、災害査定に当たっては遺憾のないようにされたい。

また、貴局管内各都府県には、貴職からこの旨を通知願いたい。

### 記

- 1 果樹農業振興特別措置法第2条の3第1項に規定する果樹農業振興計画に係る果樹であることについての確認は、次により行うものとする。
  - ① 被災した農地において栽培されていた果樹の種類は、現地の状況や写真等により確認する。
  - ② 被災した農地において栽培されていた果樹の種類が、都道府県知事が定める果樹農業振興計画に係る果樹であることを、当該計画により確認する。
- 2 傾斜が20度を超える農地において栽培される場合においても傾斜が20度以下の農地において栽培した場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られる果樹であることについての確認は、「農林水産省が定める農作物に係る農業所得の確認について」(平成23年12月28日付け農村振興局整備部防災課長通知)に基づき、都道府県知事が作成して農林水産省の確認を受けた資料(農業所得算定表)により行うものとする。

## 2-7 農林水産大臣が定める農作物に係る農業所得の確認について

平成23年12月28日

(農村振興局整備部防災課長から地方農政局防災課長、  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて)

農林水産省告示第2426号(平成23年12月28日)に基づき、傾斜が20度を超える農地について、当該農地以外の農地において栽培される場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得がある果樹が栽培される場合においては、新たに災害復旧事業の対象とされたところであるが、その場合の単位面積当たりの農業所得の確認については、下記によることとしたので、事務の執行に際し遺憾のないようにされたい。

なお、貴局管内各県には、貴職から通知されたい。

### 記

#### 1 都道府県知事から農林水産大臣への資料の提出について

都道府県知事は、傾斜が20度を超える農地について災害復旧の対象とする場合は、都道府県を単位として次により作成した資料(農業所得算定表:別紙)等を農林水産大臣へ提出するものとする。

##### (1) 農業所得の算定式

農業所得は、次式により算定するものとする。

農業所得 = 農業粗収益 - 農業経営費

ここで、

- ① 農業粗収益とは、農業経営によって得られた総収益額をいい、出荷量に単価を乗じることにより算定する。
- ② 農業経営費とは、農業粗収益をあげるために要した一切の経費をいい、生産に投入した肥料、農薬、飼料などの流動的経費及び当該経営年度の負担すべき建物、農機具など固定資産の減価償却費から構成され、自己所有の生産要素である自作地の地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。

なお、単位面積当たりは、10アール当たりとする。

##### (2) 農業所得の算定に用いる資料

出荷量、単価及び農業経営費については、農業協同組合又は試験研究

機関若しくは普及指導センター等が保有する資料により整理することとし、これらの資料から整理することが不適當又は困難と判断される場合には、これらの機関の専門技術者の協力を得ながら調査等を行い整理するものとする。

(3) 農業所得算定表の作成

上記(1)及び(2)により算定した単位面積当たり農業所得をもとに「農業所得算定表」を作成する。

(4) 農業所得算定表の提出

都道府県知事から農林水産大臣への農業所得算定表等の提出は、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に対して行うこととする。また、当該資料の提出は、可能な限り災害復旧事業計画概要書の提出に先立って行うこととする。

2 農林水産大臣から都道府県知事への結果の送付について

地方農政局は関係部局間で連携し、都道府県知事から提出された資料の内容を確認して、その結果を都道府県知事へ送付する。

(別紙)

○10 a 当たり農業所得算定表

果樹名	傾 斜	出荷量	単価	粗収益	農業経営費	農業所得	比 率	備 考
		Kg/10a	円/kg	千円/10a	千円/10a	千円/10a		
		(A)	(B)	(C=A×B)	(D)	(E=C-D)		
みかん	20度超							
	20度以下							
かき	20度超							
	20度以下							
うめ	20度超							
	20度以下							
	20度超							
	20度以下							
	20度超							
	20度以下							
	20度超							
	20度以下							

注) 比率は、20度超/20度以下により算定する。果樹名は、みかん、かき、うめ等、果樹の名称を記述する。

## 2-8 竜巻を含む突風災害における農地災害復旧事業の取扱い

平成24年 5月21日

(農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて)

竜巻を含む突風災害における農地災害の取り扱いについては、農地災害復旧事業の対象としているところであるが、昨今の突風発生状況等に鑑み、念のために申し伝えるので遺憾のないよう留意願いたい。

1. 竜巻等の突風の発生の証明にあたって、証明資料としては、気象庁ホームページ内の気象統計情報（竜巻等の突風データベース）に掲載されている内容を基本とするが、適宜、発生～消滅までの経路図等も添付するものとする。
2. 被災事実については、周辺被災状況もあわせて確認する。
3. 農地災害復旧事業の対象となるのは、がれきの飛散によって農地が損傷し、あるいは、がれきが表土中に混入したため農地としての利用が困難となり、土木的対策による復旧が必要である場合。
4. ただし、人力で除去可能な程度のがれきを取り除くことにより容易に営農が可能な状態にある場合は、維持工事とみなす。
5. 農地利用への支障の有無は、30アール当たり5点以上の割合で坪堀を行ってがれきの混入状況を調査し、当該農地における営農状況を踏まえて判断する。
6. 復旧工法は、被災状況により経済性等を総合的に判断し決定する。
7. 竜巻等の突風による被災農地等の災害復旧については、申請者と事前打合せを行うこと。

## 2-9 災害復旧事業における植木畑の対象農地について

平成26年6月19日

(農村振興局防災課課長補佐(災害班)から各地方農政局防災課長、  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて)

災害復旧事業における植木畑の対象農地は、農地や植木の状況等から判断をしてきたところですが、平成26年災害から下記のとおりとしたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

### 記

- 1 災害復旧事業における植木畑の対象農地は、肥培管理が施されていることを条件に判断することとし、現地の状況から肥培管理が施されていることが明確でない場合は、以下に示す確認結果を踏まえて査定を実施する。
- 2 肥培管理が施されていることが明確でないと事業主体が判断する場合は次の手順により査定を行う。
  - ① 事業主体(市町村等)は農業委員と被災した植木畑の肥培管理の実施状況について現地で確認する。
  - ② 事業主体は、①の結果及び当該植木畑の所有者等から肥培管理の状況を聞き取り作成する植木畑肥培管理表(別紙)から、当該植木畑が対象農地であることを確認する。
  - ③ 災害査定は、植木畑肥培管理表と被災箇所の状況から植木畑の対象農地の査定を行う。
- 3 なお、査定時に上記2の①及び②がなされておらず、現地の状況から対象農地の判断が困難な場合は、①及び②が整ってから査定を実施する。

別紙

植木畑肥培管理表

平成 年 月 日作成

被災口	平成 年 月 日		
地区名		箇所番号	-
被災農地	所在地		
	地番		
	地目		
	地籍 (m <sup>2</sup> )		
事業主体			

肥培管理の状況 (被災日から、過去1年間を記載)

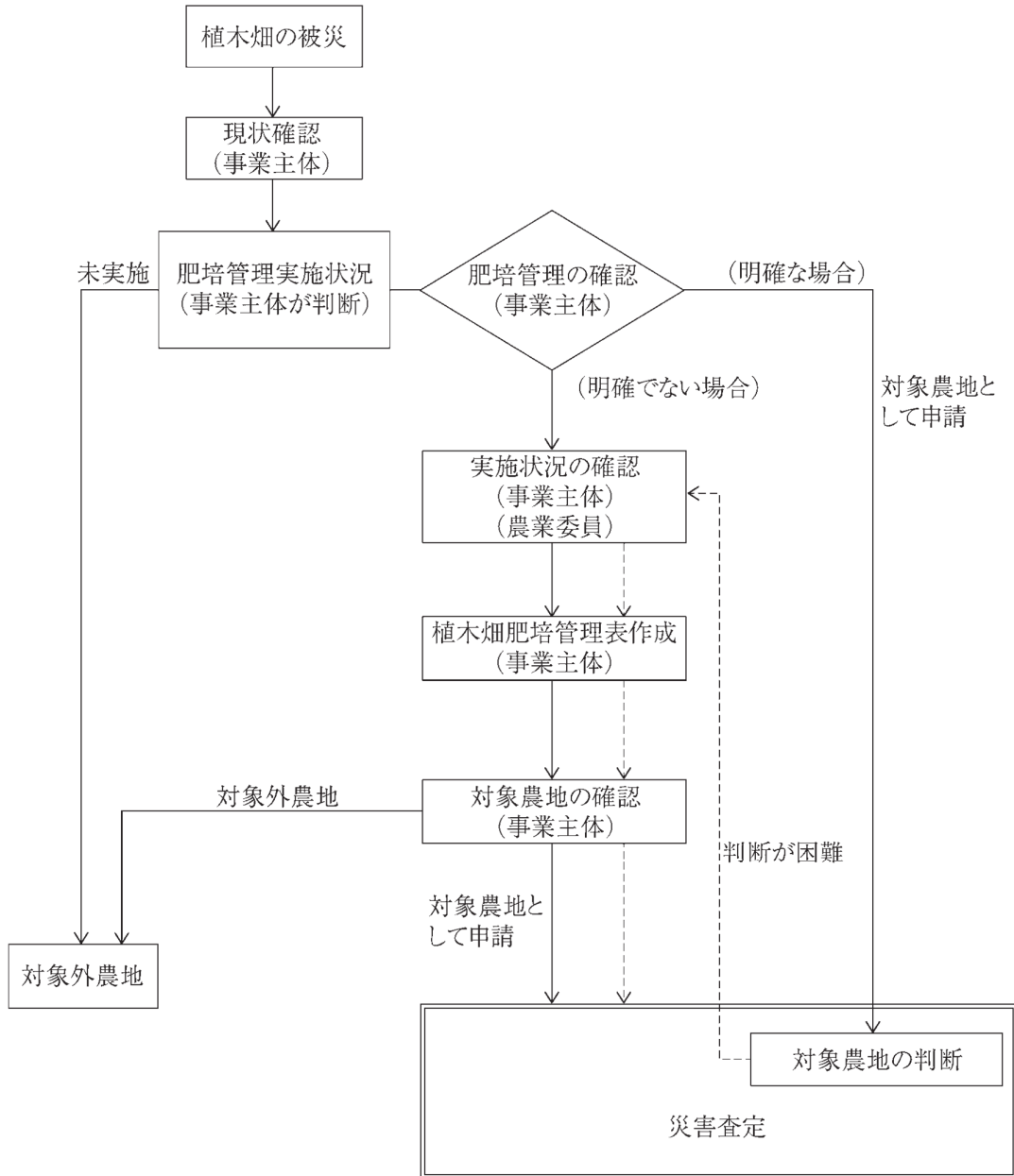
植木名 (植栽面積)	植栽状況		肥培管理の状況 (具体的な内容及び時期等)
	本数	年数	
( m <sup>2</sup> )			
( m <sup>2</sup> )			
( m <sup>2</sup> )			
( m <sup>2</sup> )			

植木畑が対象農地であることの確認結果

事業主体の確認結果	確認方法

参考

対象農地の判断フロー



## 2-10 圃場整備事業地区に係る農地農業用施設の災害復旧事業の取扱いについて

昭和44年9月3日

(農地局災害復旧課長から地方農政局災害復旧課長、北海道土地改良第2課長あて)

都道府県営、団体営および構造改善等による、ほ場整備事業の計画地区、または着工地区に係る農地等が被災した場合、当該農地等の災害復旧事業の査定は、つぎによるものとする。

### 1. 計画地区に係るもの

計画中の地区および計画は完了しても未着手の地区については、ほ場整備事業の計画の如何にかかわらず、災害復旧事業は、法令、要綱、要領等の規定により査定するものとする。

### 2. 着工が確定している地区に係るもの

#### (1) 工事施行中の区域に係るもの

ほ場整備事業の手戻り工事とする。ただし工事の一部が竣工し、耕作し得る状態に至っているもの等は災害復旧事業の対象とする。

〔解説〕① 他事業施行中に発生した災害は災害復旧事業の対象とならない(法5条の(5))。しかし工事の一部が竣工し効用が発揮している場合は、災害復旧事業の対象となる。(要綱第2の4)

② 工事施行中の区域とは、ほ場整備事業として採択されている地区のうち当該年度の予算および工事の範囲が確定し、現に工事が実施されている区域をいう。

#### (2) 当該区域の予算額は確定しているが未着工に係るもの

災害復旧事業と被災後のほ場整備事業との工事費を比較していずれか経済的なものを災害復旧事業として採択する。

〔解説〕当該年度の予算額および工事施行区域は確定したが未だ工事に着手していない場合は、工事費(工事雑費を除く工事費とする。)を比較してつぎの例によるものとする。

(例) ほ場整備事業地区のうち、x年度施行区域の面積100haがx年災で20haが被災した場合

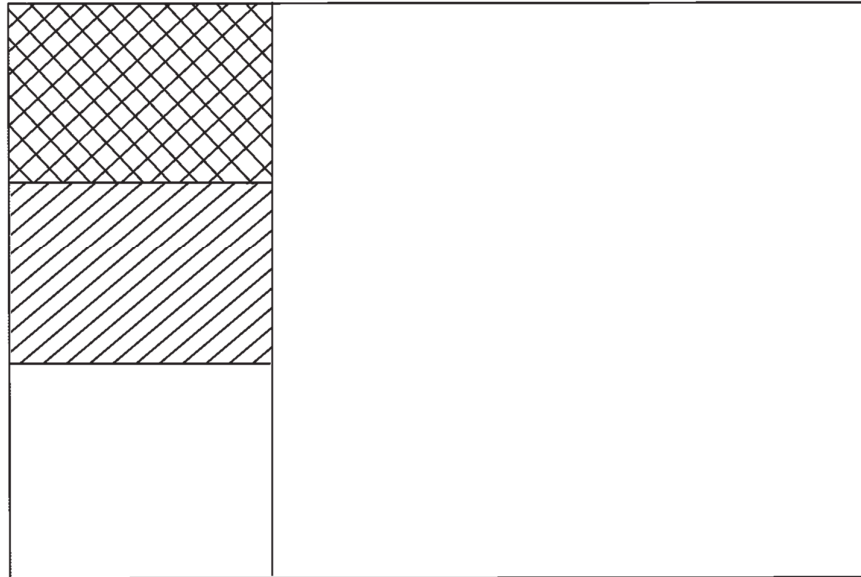
- ① 20haの災害復旧工事費 . . . . . A
  - ② 100haのほ場整備工事費（被災前） . . . . . B
  - ③ 被災後の同上の修正工事費 . . . . . C
  - ④ ③－②＝C－B＝災害による増額費（工事費） . D
- C－B＝D＞Aの場合は災害復旧工事費はAとする
- C－B＝D＜Aの場合は        "        はDとする

(3) 上記（1）、（2）に係る地区のうち上記の（1）、（2）に該当しない区域に係るものは要領第3、了解事項第3、5の規定により査定するものとするが、農地については、上記の1により査定するものとする。この場合原形復旧費の範囲で行なう農地の区画変更工事および、原形復旧工事が不適當な場合において採択する農地の区画変更工事については、ほ場整備事業に手戻りが生じないように十分検討して採択すること

[解説] 他事業の計画区域に係る災害復旧事業の取扱いについては、了解事項で例示されているので、それ等の規定によるものとするが、農地復旧は例示規定がない。これは農地復旧には施設のように暫定工法が考えられないため、法令、要綱、要領等に規定する範囲で査定する。

(参 考)

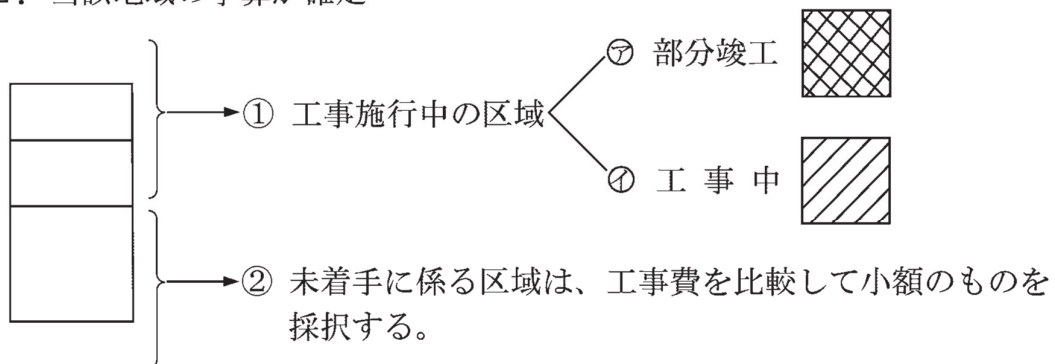
着工が確定している地区に係る災害復旧事業費の査定について




1. 採択、着工済の地区全体



2. 当該地域の予算が確定



3. 1-2の区域  は

- 農地：法令，要綱，要領等の規定により採択する。
- 農業用施設：了解事項（第3，5）の例示により採択する。

## 2-11 農地農業用施設災害復旧事業査定要領第13(2)の 取扱いについて

昭和50年3月（査定官会議指示）

標記のことについては、下記事項に十分留意して今後の災害を取扱うものとする。

### 記

1. 要領第13(2)における「河床の低下が著しく自然取入れができなくなった場合」とは、当該地点の濁水位で取水していた自然取水工が洪水等による異常な河床低下のために明らかに機能障害を起したと認められる場合に限るものとする。
2. 要領第13(2)における復旧工法は、被災原因及び状況変化を十分把握し、次の工法を比較検討のうえ、安全でかつ経済的な必要最小限度の工法とし、程度超過な施設とならないようにする。
  - (1) 取入口の断面を拡幅する工法
  - (2) 取入口の敷高（取付水路を含む）を下げる工法
  - (3) 取入口前面が局部的に変動した場合は、水制工又は井堰による工法
  - (4) 取入口を上流部の取水可能位置に変更し、連絡水路を新設する工法
  - (5) 片堰（堰上げに必要な位置まで被工）又は揚水機を新設する工法

## 2-12 ため池の波除護岸の取扱い

昭和44年4月（査定官会議指示）

要領第15(2)アの(ア)でいう「必要最少限の波除護岸」の範囲については下記により取扱うものとする。

### A 採択の範囲

- 1 原形に波除護岸のあるものについては採択する。
- 2 原形に波除護岸のないものは対岸距離100mを目安とし、築造材料、施行方法、立地条件および特に法の急なもの等必要やむをえないと認められる場合は採択できるものとする。

### B 設置の範囲

- 1 新たに盛土、締固めた部分を本災とし、残部は関連とする。

2 波除護岸長は設計基準通りとし、低ダム（H=15m以下）にあつては法肩より1/2満水面（注）までとする。

### C 工法

基準工法は設けず、各ため池に応じた経済工法とする。

（注）

現在は土地改良事業設計指針「ため池整備」に準じた取扱いとしている。

## 2-13 頭首工に欠口を設ける場合の取扱い

昭和47年8月（農地局災害査定官指示）

要領15の（2）のイによって頭首工に欠口を設ける場合の取扱いについては「頭首工の復旧に当り洪水量増加に伴い欠口を設ける場合の取扱い」（昭和43年4月査定官会議指示）および「頭首工に欠口を設ける場合の取扱い細目」（昭45年4月査定官会議指示）により処理してきたところであるが、「査定に関する了解事項」の改正に伴い今後は次のとおり取扱うものとする。

1 災害によって生ずる状況変化の要素のうち洪水量、洪水位の変化とは単に被災前対象洪水量、洪水位と被災流量、水位との差を指すものでなく、復旧目的の一つである被災前の安定度と同程度の頭首工を復旧することであり、例えば何年に1度起り得る流量迄は安全であるという尺度を基にすると、被災前の安定度に対応する確率と同等の確率流量、水位が状況変化の対象となる。

この復旧対象洪水量、洪水位が被災洪水量、洪水位を上廻る場合には当然復旧頭首工は被災前頭首工の安定度を下廻ることになり、被災前施設の堤高に余裕のない限り堰体に欠口を設け従前の安定を保たしめなければならない。

2 復旧対象洪水量は、単に被災洪水量や河川の計画洪水量を採るのではなくその頭首工が従前どのような発生頻度の洪水に対して安全であったかを尺度として次のように決定する。

(1) 従前の対象洪水量とその発生頻度の算出方法

ア 当該頭首工の築造時（洪水流下能力に影響のある改築を実施した場合はその時期。以下同じ。）に使用した計画洪水量が明らかな場合はその洪水量を従前の対象洪水量とする。また、計画洪水量が明らかで

ない場合は被災の河川の状況から安全に流下し得る流量を従前の対象  
洪水量とする。

次にその地点の洪水量の記録か、洪水量を推定できる資料から築造  
時点における上記対象洪水量の発生頻度を算出する。この発生頻度の  
算出は、岩井法による超過確率計算法もしくはこれと同程度の精度を  
もつ方法によるものとする。

イ 上記アの方法では資料が不十分等で従前の対象洪水量の発生頻度  
(確率)を算出できない場合は、次のとおりの発生頻度があったもの  
とみなす。

原施設の構造がコンクリートまたはこれに準ずる施設のとき	1/30
"    木工沈床または                    "	1/20
"    ブロック、蛇籠または          "	1/10

なお、石張堰、四方木枠コンクリート詰堰はコンクリートに準ずる施  
設とする。

## (2) 復旧対象洪水量の算出方法

被災後の時点において、(1)により算出した従前の対象洪水量の発  
生頻度を用いて洪水量を算出し、復旧対象洪水量とする。

3 欠口を設ける場合復旧対象洪水量、洪水位に対して無制限に欠口を大き  
くしても良い訳ではなく、河川断面内で流下可能な流量を限度として、被  
災前の対象洪水量、洪水位と復旧対象洪水量、洪水位の差額に相当する洪  
水量、洪水位を流下させるために欠口を設けることであって、その取扱い  
は次によるものとする。

### (1) 復旧対象洪水量が越水しない場合

ア 復旧対象洪水量が河川断面内で流下可能であり堤防(無堤の場合は  
河岸)を越水しない場合には、原則として被災前の対象洪水位迄欠口  
により水位を下げ得るものとする。

イ 欠口を如何に大きくとっても被災前の対象洪水位迄下げ得ないもの  
については、全可動堰を限度とし、堤防の安定回復のための最少限度  
の補強(三面張り、護岸の増強等)を行うものとする。

ウ 河川が災害をうけ本災で断面が拡大される場合においてもア、イと  
同様の取扱いとする。

### (2) 復旧対象洪水量が越水する場合

復旧対象洪水量が河川断面内で流下不能の場合は、流下可能量迄は  
(1)に準じて取扱うものとし、越水量相当分については差額関連とす

る。ただし、この場合は、将来河川が改修されるものとし、河川の改訂  
 洪水量を下回る場合のみとする。

4 頭首工本体の被災が部分的であって、被災部分を欠口として復旧しても  
 洪水量の増大に対処できる場合であっても、残存部分が弱体部となり、井  
 堰が一つの機能としての効用を発揮できない場合には、関連事業をとりこ  
 むこととし差額関連とする。

5 省略（河川管理施設等構造令の制定に伴い不要となったため）

6 護床、護岸のみが被災し、河床の上昇、低下、みお筋の変化等のため、  
 原形に復旧することが著しく不適当な場合であって、上流の既設護岸の根  
 入れ等が十分で、頭首工に欠口を設けることより洪水量増大にも対処で  
 き、再度災害防止のうえで効果の大きい場合欠口の新（増）設は災害関連  
 とする。

7 欠口の構造は、査定では次によるものとする。

(1) 欠口は、随時容易に開閉可能なゲート構造とする。ただし、土砂の流  
 下量の比較的少ない河川に設ける土砂吐であってかんがい期間中操作す  
 る必要がなくかつ欠口の高さが0.6m未満の場合には角落し構造としても  
 よい。

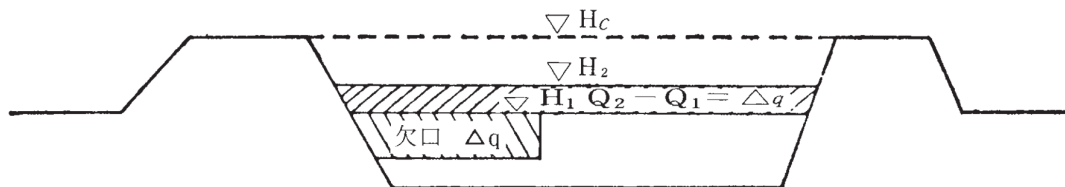
(2) ゲートの幅員は、土砂吐にあっては、流下砂、礫を掃流するに必要な  
 断面としなければならない。また、1、2級河川等重要な河川に設ける  
 洪水吐や洪水時開放する必要のある土砂吐の幅員については、河川の工  
 作物設置に関する許可条件等を考慮のうえ決定しなければならない。

（例）

被災前の対象洪水量	Q 1 m <sup>3</sup> /s
"    洪水位	H 1 m
復旧対象    洪水量	Q 2 m <sup>3</sup> /s
"    洪水位	H 2 m
流下可能    洪水量	Q c m <sup>3</sup> /s
"    水    位	H c m

1 復旧対象洪水量（Q 2）が越水しない場合

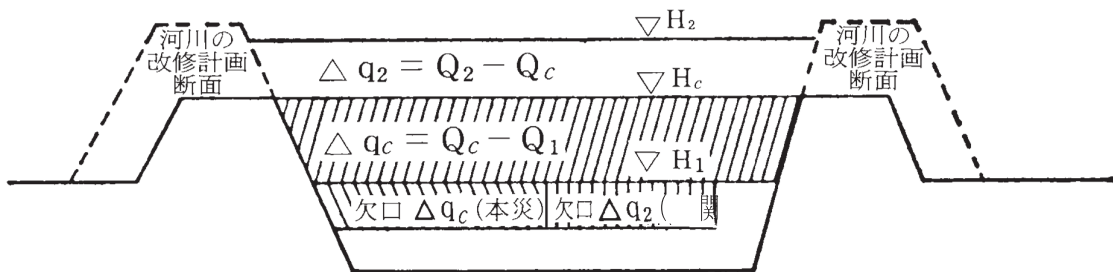
$$Q c \geq Q 2 > Q 1 \quad H c \geq H 2 > H 1$$



- (1) 増加洪水量  $\Delta q = Q_2 - Q_1$ 、増加洪水位  $\Delta h = H_2 - H_1$   
 とすると、 $\Delta h = 0$  とするために  $\Delta q$  に見合うものを流下させる欠口部を設けることが必要となり、これは災害復旧事業として行うこととなる。
- (2) 河川が災害をうけ本災で断面が拡大させる場合においても  $\Delta q$  に見合うものは災害復旧事業とする。

2 復旧対象洪水量 ( $q_2$ ) が越水する場合

$$Q_c < Q_2 > Q_1 \quad H_c < H_2 > H_1$$



- (1) 増加洪水量のうち  $\Delta q_c = Q_c - Q_1$  (増加洪水位  $\Delta h_c = H_c - H_1$ ) については、 $\Delta h_c = 0$  とするために  $\Delta q_c$  に見合うものを流下させるに必要な欠口部を設けることは災害復旧事業とする。
- (2) 増加洪水量のうち  $\Delta q_2 = Q_2 - Q_c$  (増加洪水位  $\Delta h = H_2 - H_c$ ) については、 $H_2$  が将来の河川改修計画洪水位を下回る場合に限り、 $\Delta h_2 = 0$  とするために  $\Delta q_2$  を流下させるに必要な欠口部を設けることは災害関連事業として取扱う。
- (3) 河川が災害をうけ、本災で断面が拡大される場合において、 $Q_c$  ( $H_c$ ) が増大し  $Q_2$  ( $H_2$ ) が  $Q_c$  ( $H_c$ ) 以下に減少したときは、 $\Delta q = Q_2 - Q_1$  を流下させるに必要な欠口部は災害復旧事業とする。

## 2-14 土地改良事業、構造改善事業等により新設または改良した用水路、排水路の災害復旧事業の取扱いについて

昭和43年11月13日

(農地局災害復旧課長から地方農政局災害復旧課長あて)

土地改良事業、構造改善事業(補助、融資、自己資金等による事業)等により、新設または改良された土水路が被災した場合における災害復旧事業については、法第5条第3号に規定する「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏ら起因して生じたものと認められる災害に係るもの」に該当するものではないかとの疑義があったが、これらについては、被災施設の原形、築造後の経過年数、異常天然現象の程度および被災後の状況変化等を十分調査検討して復旧工法を慎重に決定したが今後は下記により取扱うことと大蔵省司計課と協議がととのったので連絡する。

記

土地改良事業、構造改善事業等により新設または改修された土水路(用水路、排水路)が竣功後(部分竣功を含む。)一年以内に当該水路の設計流量以下の流量で被災した場合は欠格とする。

ただし降雨、地すべり、地震等による法崩壊、山林等の土砂破壊等に起因する場合はこの限りでない。

## 2-15 災害査定における水路護岸等のすり付け工の取扱いについて

平成15年4月1日

(農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて)

### 1 今後の査定設計における「すり付け工」の計上について

(計上する基準)

- ・ 「すり付け工」は、新設護岸等の再度災害防止の観点から、起・終点の上下流が土羽等のため、設置が必要と認められる場合に実施する。
- ・ 計上範囲は本護岸等が浸食による影響をうける最小限とする。

(工種)

- ・ 屈とう性がある工種を採用する(例えば、じゃかご、ふとん籠等)。

## 2 査定設計書における計上方法について

(復旧延長等)

- ・ 復旧延長には「すり付け工」は含めないものとする。  
ただし、査定設計書には明示（図面、金額とも）するものとする。

(総合単価を使用する場合の計上方法)

- ・ 総合単価で査定設計書を作成する場合は、「すり付け工」として計上するものとする。

## 3 適用時期について

- ・ 平成15年災からの適用とする。

(参考) 上記取り扱いの補足説明

### ○ 本通知の対象とする水路護岸等

対象となる水路護岸等とは、用排水路等のブロック積み、コンクリートフリーム水路等であり、畦畔復旧、道路法面復旧等のブロック積み、U字溝等には適用されない。

### ○ すり付け工の設置が必要と認められる場合

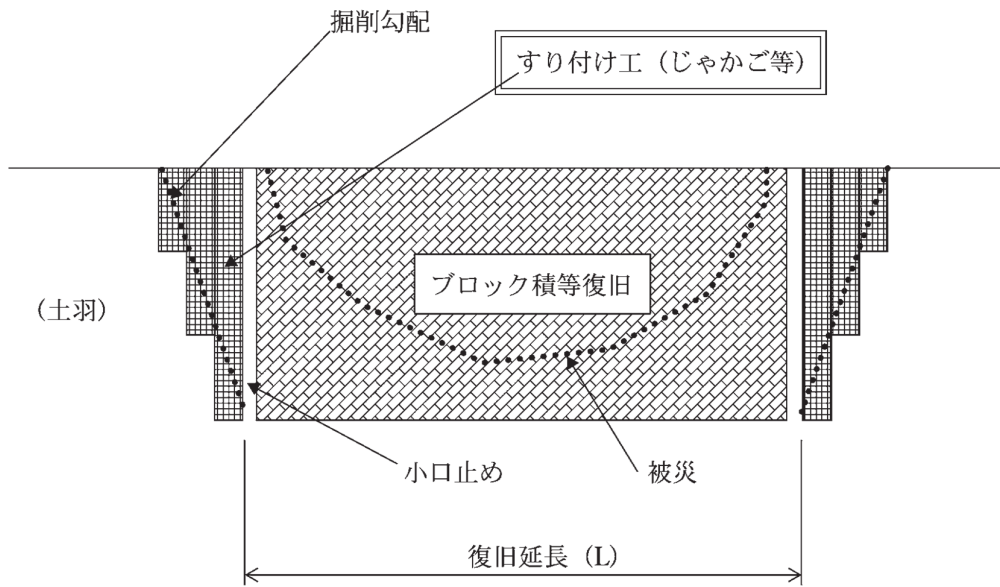
新設護岸等の起・終点の上下流が土羽のため、その護岸等の施工に当たって生じる土砂埋戻部分が、地形、土質等により侵食のおそれが高く再度災害防止の観点から見て必要と認められる場合をいう。

### ○ 計上範囲について

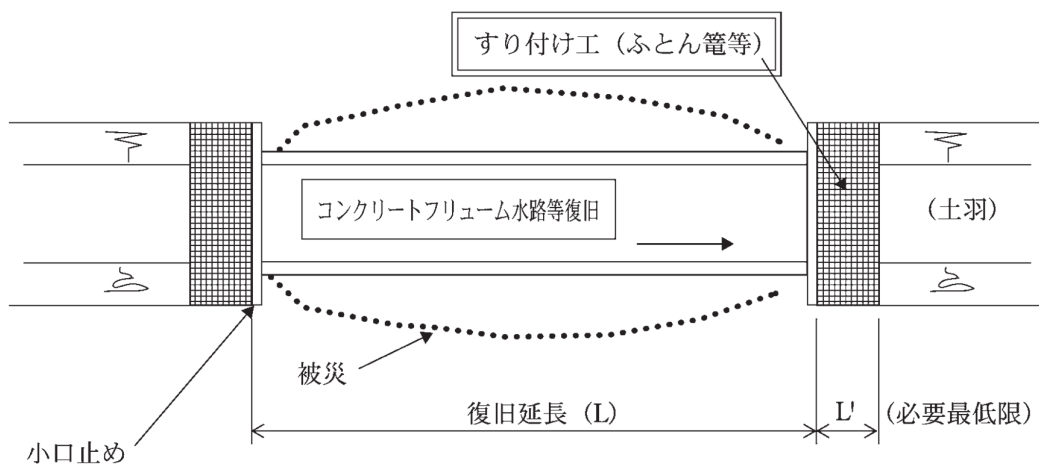
上記2に示す侵食による影響を受ける最小限の範囲とし、すり付け工材料を勘案のうえ決定する。

(参考図)

① ブロック積み等の場合 (側面図)



② コンクリートフリーウム水路等の場合 (平面図)



## 2-16 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係る道路の災害復旧事業の取扱いについて

昭和41年11月19日

(農地局建設部長から地方農政局建設部長あて)

農林漁業用揮発油財源身替農道整備事業（以下「農免道路事業」という。）によって、工事施行済または工事施行中の道路が災害により被災した場合当該災害復旧事業の取扱いは次によるものとする。

### 1. 道路管理者への引渡しが完了しているもの

道路の新設または原道改良の場合において、工事が竣工（工事の一部が竣工し、現に効用の発揮している区間を含む。）し道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路管理者に引渡しが完了（新設の場合にあっては道路法上の諸手続が完了したものに限り。）したものであるについては、建設省所管の災害復旧事業として取扱うものとする。

### 2. 道路管理者への引渡しが未了のもの

道路の新設の場合で竣工状態にあるが、道路管理者への引渡しが未了（手続中のものを含む。）のものは、農林水産省構造改善局所管の災害復旧事業として取扱うものとする。

### 3. 工事施行中の場合

工事施行中の場合は原則として農免道路事業による手戻り工事とする。ただし、工事施行中には工事が一部竣工しているが、効用の発揮していない区間も含むものとする。

## 2-17 農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて

昭和57年12月27日

(構造改善局災害査定官から地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局災害査定官、北海道農業水利課長あて)

農業用施設の利用のみに必要な道路（いわゆる管理用道路）の災害は、原則として農業用道路に係る災害として取扱うものとする。

ただし、明らかに農業用施設の附帯施設として位置づけられる道路（橋梁を含む。）については、それぞれの農業用施設の工種に係る災害復旧事業として取扱うものとする。

## 2-18 「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」 の細部運用について

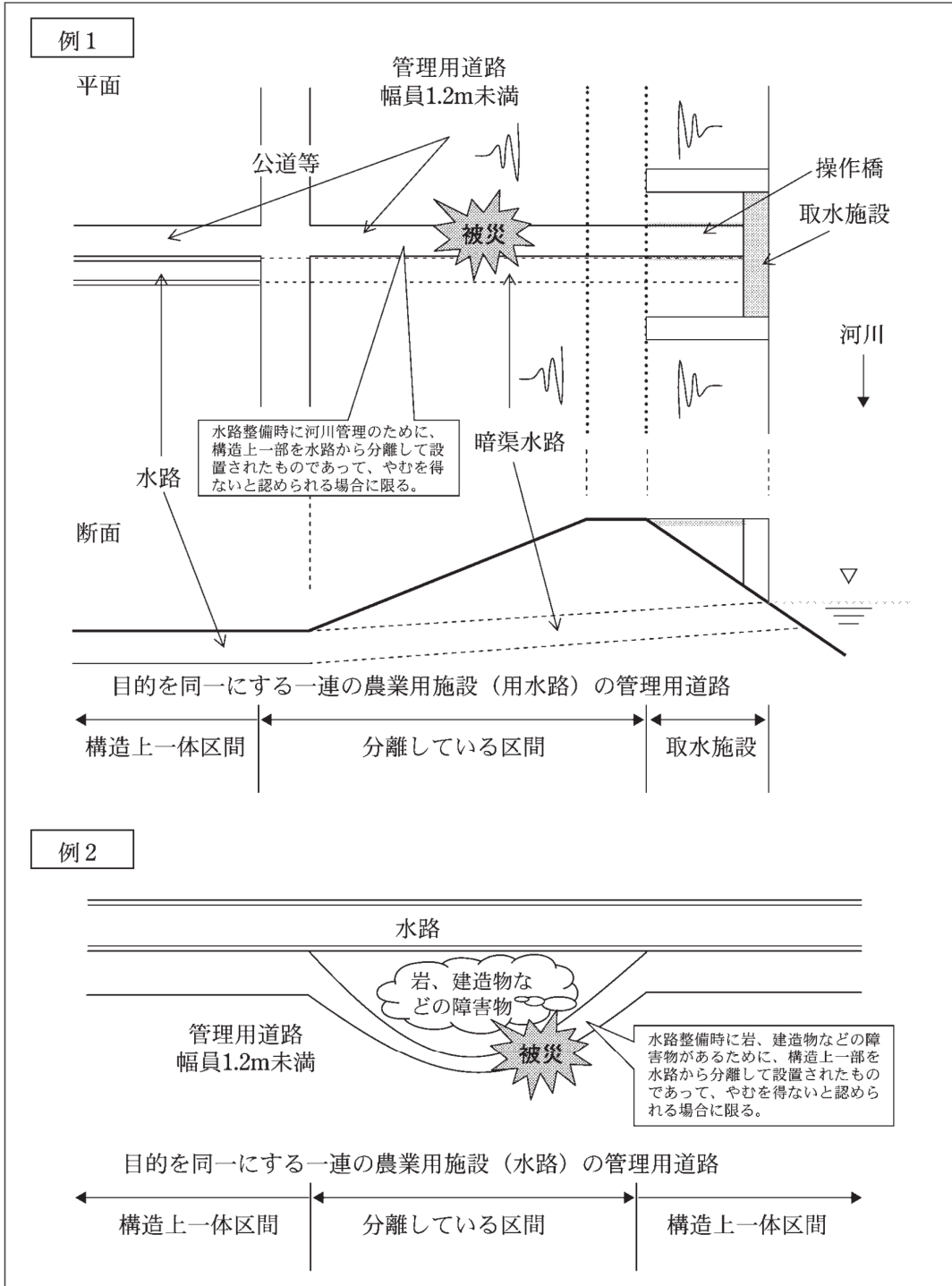
平成15年4月1日

(農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長、  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて)

農業用施設（農業用道路を除く。）の利用に必要な道路であって、農業用道路の補助要件を満たすものについては、当該道路の他に迂回道路がないこと等により当該道路の被災により当該農業用施設の利用に重大な支障を生ずる場合に限り、農業用道路として災害復旧費補助の対象とすることができる。この場合において迂回道路とは道路法の適用の有無に関わらず当該農業用施設の利用上使用可能な道路（当該管理用道路の一部を含む。）であって、迂回距離が概ね2kmを超えないものをいう。

なお、前述の要件を満たす管理用道路以外の管理用道路は災害復旧費補助の対象外とするが、当該管理用道路が当該農業用施設の設置に際し当該農業用施設の一部として設置されたもので、構造上当該農業用施設の一部を構成している場合（構造上一体区間と一連の施設として認められる場合を含む。）であって、当該管理用道路の被災により当該農業用施設の効用に支障を及ぼしている場合又は支障を及ぼすおそれが大きい場合には、当該農業用施設の災害復旧事業として災害復旧費補助の対象とすることができる。

構造上一体区間と一連の施設として認められる場合の例



注：迂回道路がない場合に限る。

## 2-19 道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱いについて

昭和59年9月14日

(構造改善局長防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局  
土地改良課長、北海道農業水利課長あて)

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭和40年9月10日付け40農地  
D第1130号農林事務次官依命通達)第2の改正(「道路の付属物柵及びこま  
止めのみに係る工事」の削除)に伴う道路等の付属物(ガードレール等)の  
みに係る災害復旧事業の取扱いは次のとおりとし、昭和59年5月11日以後に  
発生した災害に係るものから適用する。

### (1) 国庫補助の対象となる災害

国庫補助の対象となる災害は、異常積雪により発生した災害であるこ  
と。なお、異常積雪の範囲については、別途基準を設けるものとする。

### (2) 国庫補助の対象となる附属物

国庫補助の対象となる附属物は、地方公共団体又は土地改良区等が設  
置した道路、農業用排水路及びため池に係るガードレール、ガードケ  
ーブル、ガードパイプ及びネットフェンス(パイプ構造のフェンスを含  
む)(国の設置基準、構造諸元等の諸条件を満たしているものに限る)  
とする。

### (3) 国庫補助の対象となる災害復旧工事

国庫補助の対象となる工事は、ガードレール等の支柱又はビームが連  
続して破損し、その機能が喪失した災害に係る工事であること。

なお、次の各号に示す維持工事とみるべき工事及び除雪機械等による  
破損部分に係る工事は国庫補助の対象から除外される。

① 支柱の軽微な沈下及び傾きの修復のみに係る工事

② ビームの軽微な変形の修繕のみに係る工事

③ ブラケットの修繕のみに係る工事

④ ケーブルの締め直しのみに係る工事

⑤ ネットフェンスの網のみの修復に係る工事

⑥ その他前各号に掲げるものに類する工事

### (4) 積雪深に関する資料

都道府県知事は、災害復旧事業の計画概要書等を提出する場合、気象  
資料として最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の積雪深に関する観  
測資料を添付すること。

(5) その他

既存施設の残存物件で復旧工事に使用できるもののうち、新規に購入する場合と比較して安価となる材料は極力転用を図るよう留意すること。

(参考)

道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱いに関する異常積雪の範囲について  
昭和60年4月17日（構造改善局防災課長補佐から、農政局防災課長  
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農業水利課長あて）  
「道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱いについて」（昭和59年9月14日付  
け、50—20構造改善局建設部防災課長通知）に係る「異常積雪の範囲」につ  
いては、下記のように基準を設けたので、御了知の上その取扱いについて遺  
憾のないようにされたい。

記

上記の異常積雪の範囲は、被災地域の最寄りの国・地方公共団体等の公的  
機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の  
累年平均値（過去10年間）を超えかつ、1メートル以上の場合とする。

## 2-20 傾斜地果樹園の崩壊とこれによる農地等の埋没による 被害の防止について

昭和42年8月11日 42園第1282号

（農政、農地、園芸局長から都道府県知事あて）

42年7月の集中豪雨による被害の状況をみると、傾斜地に造成された果樹  
園の崩壊が各地に発生しており、また、これに伴い下方にある農地等が埋没  
による被害を受けている場合が相当多い。これは、開園に当り農地保全施設  
を合理的に設置していない等のためであり、特に農家が独自で開園したもの  
にこの種の事例が多くみられる。

今後傾斜地果樹園についてこのような被害を防止するために、新規開園に  
あつては適地の選定および承水路、排水路、土止工等の農地保全施設の設置  
について十分留意し、あわせて工事施行中においても必要な防災措置を講ず

るとともに、既存園についても維持管理の強化および農地保全施設の合理的な整備に努める等の必要があるので、これにつき、市町村、生産者団体等の協力を得て一層の指導の強化をはかるよう配慮されたい。

なお、農地の保全を無視して開園したものの災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用除外となり助成措置が講じられないこととなっている（同法第5条参照）ので、念のため申し添える。

## 2-21 自然環境の保全に配慮した工法の基準について

12-6

平成12年4月1日

（構造改善局防災課長から地方農政局建設部長、沖縄総合事務局  
農林水産部長、北海道農政部長あて）

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年9月10日付け40-13建設部長通知）19並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年9月10日付け40-14建設部長通知）12にいう別に定める基準について別紙のとおり定めるので、御了知の上、事業の適切な実施に御配慮をお願いする。

また、本一部改正の適用については平成12年4月1日からとなるので、念のため申し添える。

なお、貴局管内の各都道府県担当部長には、貴職から通知するようお願いする。

別 紙

### 自然環境の保全に配慮した工法の基準について

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年9月10日付け40-13）19並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年9月10日付け40-14）12にいう「別に定める基準」については、下記のとおりとする。

## 記

(自然環境の保全に配慮した工法の採用基準)

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項第19並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項12において掲げる自然環境の保全に配慮した工法の採用条件(1)、(2)のほか、以下の(3)、(4)の場合についても、自然環境の保全が可能となる工法を採用することができることとする。

- (1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合
- (2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合
- (3) 被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合
- (4) 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合

## 2-22 災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の採用について

12-7

平成12年4月1日

(構造改善局防災課長から各地方農政局建設部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

このことについて、別紙のとおり定めたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、貴局管内の各都道府県担当部長には、貴職から通知するようお願いする。

別紙

災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の採用について

農業用施設災害関連事業、ため池災害関連特別対策事業、農地災害関連区画整備事業並びに海岸及び地すべり防止施設災害関連事業（以下、関連事業という。）における自然環境の保全に配慮した工法の採用については、災害復旧事業において農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号）第16並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1138号）第12第2項に掲げる自然環境の保全に配慮した工法が採用された場合であり、かつ、下記により自然環境の保全に配慮した工法が必要と認められる場合に限り、当該災害復旧事業に併せて自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

#### 記

- 1 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、関連事業の行為に制限を受ける場合
- 2 災害復旧事業において被災施設が自然環境の保全に配慮した工法で採択され、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合
- 3 関連事業に係る施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合

## 2-23 災害復旧箇所別特性整理表の提出について

平成12年6月30日

（構造改善局災害査定官から地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局災害査定官あて）

「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号構造改善局長通知）第16、「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年9月10日付け40農地D第1138号構造改善局長通知）第12第2項及び「災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の採用について」（平成12年4月1日付け12-7）に掲げる「自然環境の保全に配慮した工法」の査定に際しては、下記要領により「災害復旧箇所別特性整理表」を作成し、提出するものとする。

なお、貴局管内都府県には、貴職から連絡されたい。

## 記

### 1. 災害復旧箇所別特性整理表

- (1) 「自然環境の保全に配慮した工法」の選定にあたっては、被災箇所ごとに選定に要する事項を整理した「災害復旧箇所別特性整理表」（別紙様式）を作成する。
- (2) 「災害復旧箇所別特性整理表」は、災害発生後に申請者が直接現地を確認して必要事項を整理のうえ、所定の記載事項を別紙様式に従って記入するものとする。  
また、周辺環境、地域特性等の資料は事前に可能な限り収集・整理に努めるものとする。
- (3) 「災害復旧箇所別特性整理表」は、災害査定時に提出するものとする。
- (4) 「自然環境の保全に配慮した工法」を採用しない災害復旧事業等（原形復旧を達成するために最も経済的な工法を用いる場合等）は、「災害復旧箇所別特性整理表」を作成する必要はない。

### 2. 自然環境の保全に配慮した工法

「自然環境の保全に配慮した工法」とは、次に掲げる工法及びこれらに類する工法をいう。

- (1) 自然石又は疑似自然石を利用した工法
- (2) 化粧型枠を利用した工法
- (3) 着色剤の混入又は吹付による工法
- (4) 木材・木製品を利用した工法
- (5) 動植物の棲息・生育を妨げない工法
- (6) 緑化の工法
- (7) 緩傾斜護岸工

(別紙様式)

災害復旧箇所別特性整理表

1. 原施設及び被災前の農地の概要

都道府県名		番号	地区	箇所	災害名及び被災年月日
工種			所在地		
設置年月日	その事業名	構造・形状		寸法・材質	

2. 自然環境の保全に配慮した工法を採用する妥当性

事項	適否
(1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合	該当する・該当しない
(2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合	該当する・該当しない
(3) 被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これら施設との連続性を保つ必要がある場合	該当する・該当しない
(4) 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動物の種等の貴重な動植物の喘息・生育が確認されている場合	該当する・該当しない

(1)に該当する場合

項目	説明
①原形	被災前に環境に配慮していた要素
②復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素
③復旧工法	

(2)に該当する場合

項目	説明
①根拠法令	災害復旧事業の行為を制限する法令名
	歴史的風土の名称
②現場状況	文化財の名称 公園等 国立公園・国定公園・都道府県立公園・風致地区・その他( )
③復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素
④復旧工法	

(3)に該当する場合

項目	説明
①環境に配慮した箇所と連続性を保つ必要性	
②被災箇所付近の構造物	隣接構造物・上下流構造物
③復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素
④復旧工法	

(4)に該当する場合

①「絶滅の恐れのある野生動物植物の種の保存に関する法律」で指定された種であるか。 ※裏付けする資料を添付すること	適否
②動植物の種	動植物の名称
	指定状況
③復旧箇所	絶滅のおそれのある動植物・希少野生動物種・国内希少野生動物種 国際希少野生動物種・特定国内希少野生動物種
④効果	残すべき環境に配慮する要素
	どのような効果が見込まれるか
⑤復旧工法	

被災前の環境(ポンチ絵又は写真)	復旧後の環境(ポンチ絵)

## 2-24 自然環境の保全に配慮した工法の留意事項

平成12年 6月30日

(構造改善局災害査定官から地方農政局査定官、沖縄総合事務局  
災害査定官あて)

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項(昭和40年9月10日付け40-13建設部長通知)第19及び海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項(昭和40年9月10日付け40-14建設部長通知)第12に掲げる基準(1)、(2)並びに自然環境の保全に配慮した工法の基準について(平成12年4月1日付け12-6)に掲げる基準(1)、(2)、(4)並びに災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の採用について(平成12年4月1日付け12-7)に掲げる基準1、3の採用に関しては、「自然環境の保全に配慮した工法」に係る事業費の査定を適正に実施するため、下記事項に留意されたい。

### 記

#### 1. 被災施設が環境に配慮した工法により施行されている場合

環境に配慮することを目的として施行された農地、農業用施設等が被災した場合に限り採用することとする。

#### 2. 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合

「法令」には、自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令に基づく条例に限り含まれるものとする。

#### 3. 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合

(1) 「被災施設付近」とは、当該箇所が次の(2)、(3)で確認された野生動植物の棲息・生育環境と同一環境と判断され、かつ当該野生動植物の種等の棲息・生育に支障を及ぼす範囲内をいうものとする。

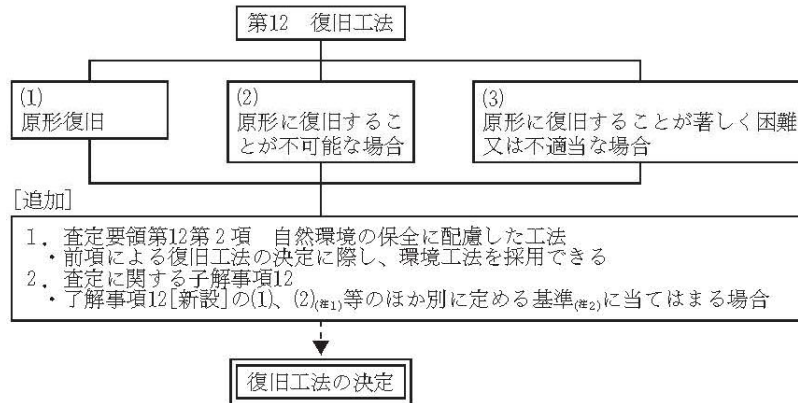
(2) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種等」とは、以下のものをいう。

- ・「日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」(環境庁自然保護局野生生物課編集)に掲載された種
- ・「日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドリスト—」(環境庁自然保護局野生生物課発表)に掲載された種

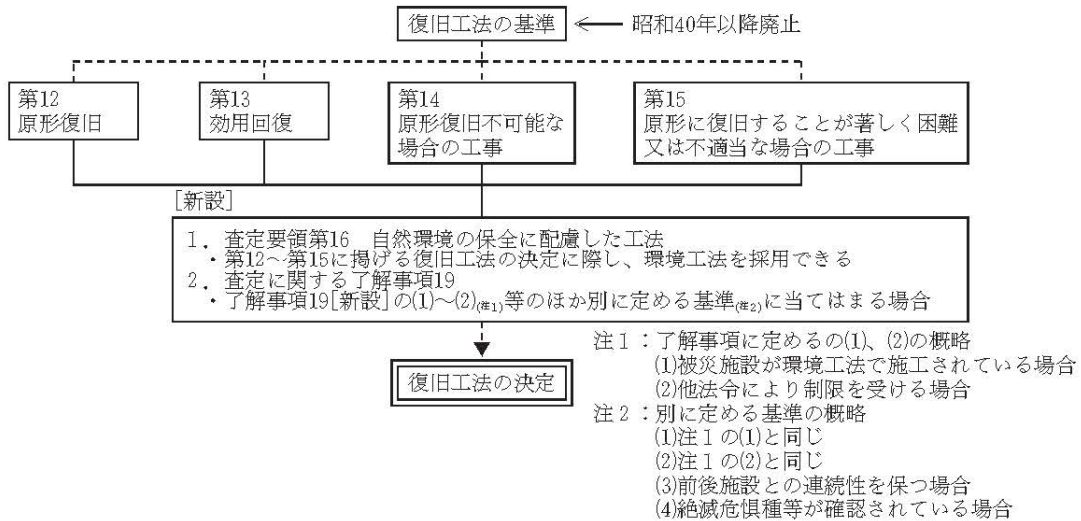
- ・文化財保護法による天然記念物
  - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による特定種
  - ・自然公園法による指定植物
- (3) 「確認」とは、国、地方公共団体、研究者、NPO、自然保護団体、漁協等による現地調査による他、文献、環境調査の一環として行われる聞き取りにより確認できる場合を含むものとする。

# 自然環境の保全に配慮した工法決定のフロー

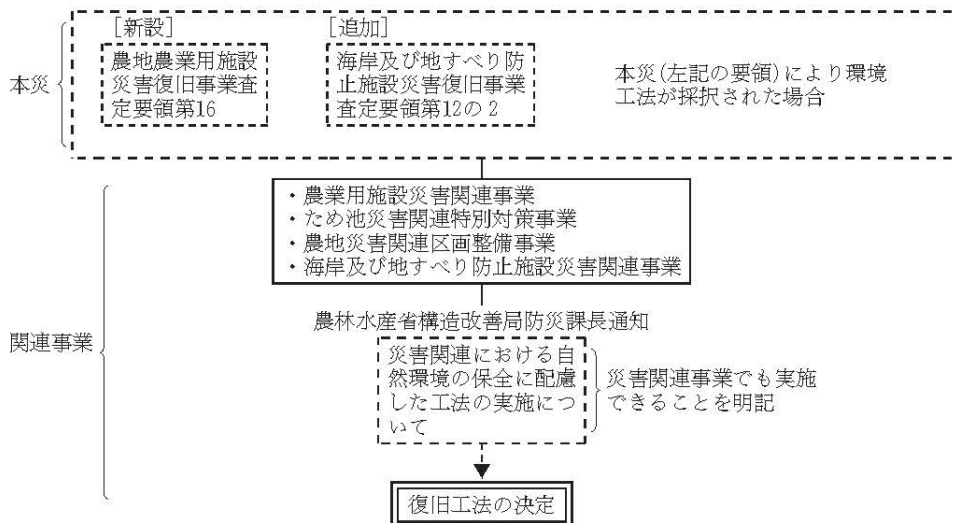
## 1. 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(負担法関係)



## 2. 農地農業用施設災害復旧事業査定要領(暫定法関係)



## 3. 災害関連事業



**自然環境の保全に配慮した工法の事例**  
 (暫定法の対象となる農地・農業用施設の復旧事例)

区 分	工 法	事 例
(1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合	①自然石又は疑似自然石を利用した工法	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
	②化粧型枠を利用した工法	化粧ブロック工(法面・護岸)
	③着色剤の混入又は吹付による工法	カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
	④木材・木製品を利用した工法	木工沈床工(頭首工)、竹柵工・ソダ柵工等(法面)
	⑤動植物の棲息・生育を妨げない工法	魚道工(頭首工)、2面張水路工(水路)、木工沈床工(頭首工)、魚巢ブロック(水路)、ホタルブロック(水路)、小動物の昇降階段等を設ける(道路・水路)
	⑥緑化の工法	植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
(2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合	上記(1)①～⑥に同じ  法令の具体例 (環境基本法、自然公園法、国土利用計画法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、文化財保護法、自然環境保全法等)	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		化粧ブロック工(法面・護岸)
		カラー舗装工(法面・護岸)
		竹柵工・ソダ柵工等(法面)
		魚道工(頭首工)、2面張水路工(水路)、魚巢ブロック(水路)、ホタルブロック(水路)、小動物の昇降階段等を設ける(道路・水路)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
(3) 被災施設の上流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合	上記(1)①～⑥に同じ	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		化粧ブロック工(法面・護岸)
		カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
		竹柵工・ソダ柵工等(法面)
		魚道工(頭首工)、2面張水路工(水路)、魚巢ブロック(水路)、ホタルブロック(水路)、小動物の昇降階段等を設ける工法(道路・水路)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
(4) 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合	上記(1)①④⑤⑥に同じ  絶滅の恐れのある野生動植物の種の例 (イトウ、タナゴ、イバラトミヨ雄物型、オオサンショウウオ、ダルマガエル、ニホンカワウソ等)	石積工(法面・護岸)
		木工沈床工(頭首工)
		魚道工(頭首工)、2面張水路工(水路)、木工沈床工(頭首工)、魚巢ブロック(水路)、ホタルブロック(水路)、小動物の昇降階段等を設ける工法(道路・水路)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)

(注) 上表の工種その他、これらに類する工種が想定される。

**自然環境の保全に配慮した工法の事例**  
(負担法の対象となる公共土木施設の復旧事例)

区 分	工 法	事 例
(1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合	①自然石又は疑似自然石を利用した工法	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
	②化粧型枠を利用した工法	化粧ブロック工(法面・護岸)
	③着色剤の混入又は吹付による工法	カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
	④木材・木製品を利用した工法	竹柵工・ソダ柵工等(法面)
	⑤動植物の棲息・生育を防がない工法	魚礁・産卵礁等ブロック(海岸・護岸)、小動物の昇降階段等を設ける工法(海岸)
	⑥緑化の工法	植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
	⑦緩傾斜堤防	緩傾斜堤防
(2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合	上記(1)①～⑦に同じ 法令の具体例 { 環境基本法、自然公園法、 自然環境保全法、海岸法、 文化財保護法、国土利用 計画法等 }	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		化粧ブロック工(法面・護岸)
		カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
		魚礁・産卵礁等ブロック(海岸・護岸)、小動物の昇降階段等を設ける工法(海岸)
		竹柵工・ソダ柵工等(法面)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
		緩傾斜堤防
(3) 被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合	上記(1)①～⑦に同じ	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		化粧ブロック工(法面・護岸)
		カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
		魚礁・産卵礁等ブロック(海岸・護岸)、小動物の昇降階段等を設ける工法(海岸)
		竹柵工・ソダ柵工等(法面)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
		緩傾斜堤防
(4) 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合	上記(1)①④⑤⑥に同じ 絶滅の恐れのある野生動植物の種の例 { アオウミガメ、ウミガラス 等 }	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		魚礁・産卵礁等ブロック(海岸・護岸)、小動物の昇降階段等を設ける工法(海岸)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
		緩傾斜堤防

(注) 上表の工種の他、これらに類する工種が想定される。

## 2-25 農地・農業用施設の災害復旧事業における棚田等 景観に配慮した工法の採用について

平成17年9月29日

(農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局  
土地改良課長、北海道開発局農業開発課長、北海道農村整備課長あて)

近年、文化財保護法の改正（平成16年6月9日公布、平成17年4月1日施行）、景観法（平成16年6月18日公布、平成17年4月1日施行）の制定など、良好な景観の維持保全について関心が高まってきております。

農地・農業用施設の災害復旧事業においては、これまでも「自然環境に配慮した工法の基準について」（平成12年4月1日付け構造改善局防災課長通知）に基づき環境の配慮に努めてきたところではありますが、例えば棚田などの農村景観に対する配慮を必要とする復旧工法で災害復旧事業を実施する場合には、関係地権者や地域住民等の意向を十分反映するとともに、これらのことを今後もより一層周知されますよう、関係機関に通知願います。

## 2-26 農地・農業用施設等の災害復旧事業における希少な 野生動植物等への配慮について

平成18年9月5日

(農村振興局災害第1班長から地方農政局、北海道開発局、  
沖縄総合事務局、北海道)

農地・農業用施設等の災害復旧事業においては、これまでも「自然環境の保全に配慮した工法の基準について」（平成12年4月1日付け構造改善局防災課長通知）に基づき環境への配慮に努めてきたところがあります。

近年、自然環境の保護について国民の関心が高まってきており、災害復旧事業の復旧計画作成時における工法の選定、工事実施時における環境対策の適用等にあたっては、希少な野生動植物の保護等について、十分配慮するよう関係機関に周知願います。

## 2-27 干ばつ災害復旧事業の取扱い

令和7年12月24日

(農村振興局防災課災害査定官から各地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて)

さきに、防災課長名で事務連絡したほか、基準工法等については、別紙のとおりとしたので連絡する。

(別紙)

### 1 調査資料の整備

#### (1) 気象調査

干ばつ区域内および周辺の観測所の記録から連続干天日数、日降雨量、月降雨量の資料を集め、平均月降雨量(原則として最近10カ年)を併記する。

(気象調書)

日 月	1	2	3	4	28	29	30	31	計 (月降 雨量)	10カ年 平均 (月降 雨量)	備 考
4											観測所名 (場所)
5											
6											
}											

注) 連続干天日数は日雨量5mm未満の日を含め、上記のとおり示す。

#### (2) き裂調査

き裂の位置、深さ、延長などを調査する。特に深さについては、復旧工法とも関連するので入念に調査する必要がある。各筆ごとに1か所を試掘して心土層の深さを確認した上で、き裂が25センチメートル以上の深さであり、かつ、き裂が耕盤層を破壊して心土層に到達した範囲を確認すること。

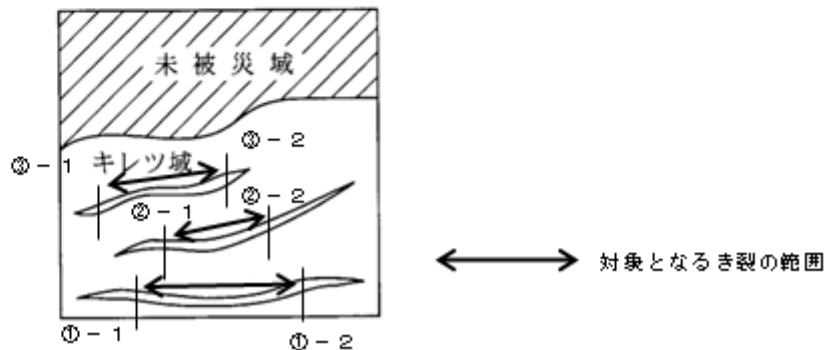
(き裂調査)

筆番号	測点	深さ	き裂最大巾	備考
	①-1			
	①-2			
	②-1			

- (注) 1. 測点ごとに写真を添付すること。  
2. き裂の方向等について備考に記載する。

(例)

(平面図)



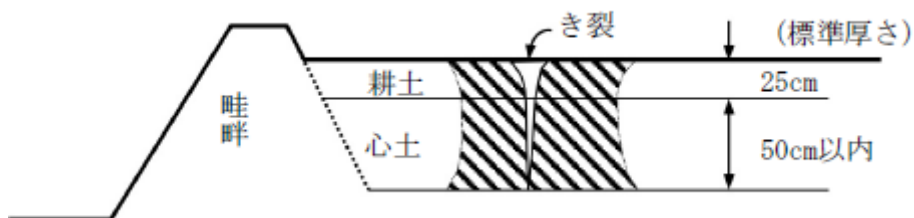
(3) 土性調査

被災地域の土性分類（国際法に基く。）別に代表的なもの1ヶ所（部落単位）について調査する。

2 基準工法

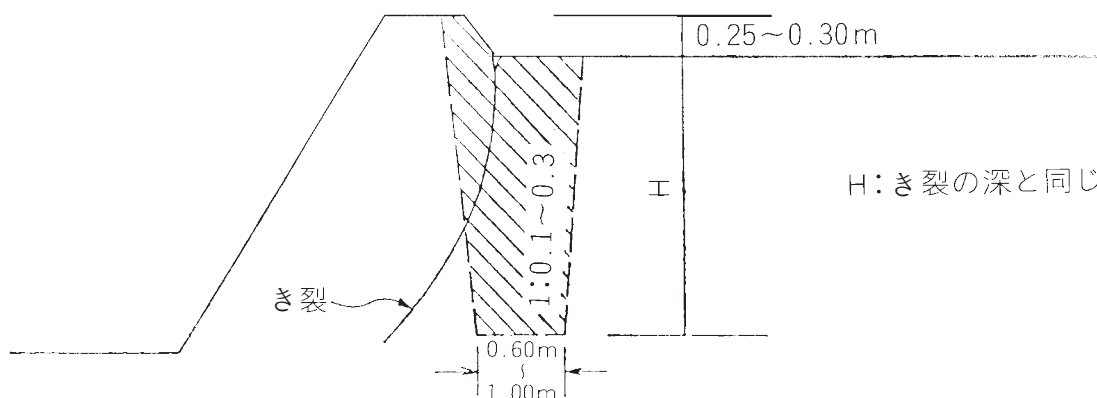
(1) 農地

① 心土締めめ工法



き裂が発生している範囲の耕土を取除き、心土を掘りほぐすか、き裂部分に心土を填充して締めめた後、原形量の耕土をかき戻す工法とする。なお、耕土の仮置きは、はね付の範囲とし、耕土厚は仕上りで、25cmを原則とする。

## ② 畦畔つき直し工法



ただし、この工法では、漏水あるいは増破等のおそれがあると認められる場合には、その地形、地盤、被災後の状況に応じて適切なる工法とする。

## (2) 農 業 用 施 設

復旧工法は、き裂の大小、深さなどによって異なるが、一般的にはき裂部分を掘削して盛り返すか、又はグラウト工によるき裂閉そくが主なものである。工種別にはつぎのとおりとする。

### ① 水 路

水路のき裂被害を復旧するには、一般的にはき裂部分を掘削して盛り返すのみでよいと考えられるが、特に山腹の水路はき裂の状況によっては崩壊の危険性があり、又平坦地水路でも盛り返すのでは効用回復の望めない特殊個所のあることが考えられるので、かかる山腹水路や平坦地水路の特殊な被災個所は必要最小限の舗装工を行ってもさしつかえない。但し、原則として水路断面の拡張は行わないこと。

### ② た め 池

き裂の深さが比較的浅い場合は、き裂部分を掘削（段切り）して盛り返すのみでよいと考えられるが、き裂が比較的深く、貯水又は降雨により堤体欠壊、法面崩壊、或いは甚だしく漏水するおそれのある場合には、前刃金工、法覆工又はグラウト工などによって復旧する。外

法面についても崩壊のおそれのあるものは、腰、石積の積替えが必要な場合はこれを含めて、原形に復旧する。

なお、ため池の復旧については次の事項に留意すること。

- 1) 復旧は前記工法によるが、施工は急を要するものが多く、また、非かんがい期の降雨を貯水しなければならない地域があると考えられるので、これらについては緊急に施工可能な工法を検討し査定前着工等により復旧の促進をはかること。
- 2) 刃金工、法覆工を行うため、施工上取除かなければならない取水施設（斜樋等）、余水吐は原形程度のものに復旧して差しつかえない。但し取除きは最小限にとどめること。
- 3) 堤体復旧は、原形断面を原則とするが刃金工の施工によるやむを得ない断面拡大がある場合は、被災部と最少限の取付部分にとどめること。但し嵩上げは認めない。
- 4) 底樋の施工は（２）による接続部を除き原則として認めない。

## 2-28 干ばつ災害復旧事業の取扱いについて

令和7年12月24日

（農村振興局防災課長から、各地方農政局農村振興部長、  
沖縄総合事務局農村振興部長、北海道農政部長あて）

干ばつ災害に係る農地の復旧にあたっては、現行の事務取扱要綱、査定要領等によるが、査定要領第16の（１）のア（農地）における畦畔の取扱いについては、下記によることとしたので、遺憾のないよう留意されたい。

なお、「干ばつ災害復旧事業の取扱いについて」（昭和48年9月25日付け構造改善局防災課長通知）及び「干ばつ災害復旧事業の取扱い」（昭和48年9月25日付け構造改善局災害査定官通知）は廃止する。

### 記

階段状の農地の畦畔については、畦畔のき裂（畦畔の崩壊を誘発するき裂を含む。）の深さが、必要畦畔天端から55cm以上で、漏水が著しい場合、又は次期降雨等により農地が崩壊あるいは地すべりが発生するおそれがあると認められる場合は、災害復旧事業として採択する。

## 2-29 火山噴火の噴出物が堆積した場合の事務取扱要綱 第3(2)の取扱いについての覚書

覚 書

昭和53年12月26日

大蔵省主計局主計監査官

農林水産省構造改善局防災課長

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第3-(2)に係る火山噴火の噴出物のたい積により上流地域の状況が著しく変化した場合、火山地域の特殊性から降雨量の基準を一律に定めることは困難であるので災害発生の都度、覚書で処理するものとする。

## 2-30 火山噴火により農業用水の水質が変化した場合の 取扱いについての覚書

覚 書

昭和53年12月26日

大蔵省主計局主計監査官

農林水産省構造改善局防災課長

火山噴火により、水質が変化し農業用水としての使用が不可能となった場合は、従前の効用回復を限度として代替施設を新設する工事又は従前の施設を改築する工事の採択については、被害発生時に協議することとする。

## 2-31 地方公共団体等が実施する農業水利施設及び集落排水 施設の耐震強化等の推進について

平成25年10月10日 25農振第1459号

(農村振興局整備部長から各地方農政局農村計画部長、整備部長、  
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて)

現在、農業農村整備においては、強い農業の基盤づくりや農村地域の防災・減災のため、大規模地震などへの対策として、農業水利施設(ため池を含む)等の耐震強化を推進している。

また、地方公共団体等における耐震強化の取組みの推進については、「地方公共団体等が実施する農業水利施設、ため池及び集落排水施設の耐震強化について」（平成24年10月18日付農村振興局整備部長通知）により、周知してきたところである。

一方、本年10月9日に参議院に報告された会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について」においては、地震・津波対策を適切かつ計画的・効率的に実施するよう努める必要があるとの所見が示されたところである。

これらを踏まえ、地方公共団体等における耐震強化等の取組みを引き続き推進するため、下記事項について、改めて都道府県に周知するとともに、都道府県から市町村及び土地改良区に周知されるよう依頼願いたい。

## 記

### 1 農業水利施設について

- (1) 農業水利施設については、震災対策農業水利施設整備事業、農業水利施設保全合理化事業等を活用しつつ、次に掲げる事項に留意して、地域の実情に応じた農業水利施設の耐震診断等を推進すること
  - ① 「土地改良施設耐震設計の手引き」を参考に、二次被害の発生及び被災による施設の本来の機能に与える影響を総合的に判断して、人命・財産やライフラインへの影響が大きいなど特に重要度が高く耐震診断が必要と判断された施設について、施設の耐震診断を実施すること
  - ② 耐震診断の結果、耐震整備が必要とされた場合は、耐震補強の重要性を受益者に説明するなどして、必要な耐震整備が促進されるよう努めること
- (2) 農業水利施設のうち、ため池については、下流域に人家、公共施設等が存在し、決壊による下流への影響が大きいものが存在していることから、(1)に加えて、「ため池ハザードマップ作成の手引き」やハザードマップ作成のための簡易氾濫解析の手法等について周知しているところであり、これらを活用して、引き続きハザードマップの作成及び関係住民へ公表など、地域に応じた減災対策の推進に努めること
- (3) 農業水利施設の耐震対策の推進に当たっては、対策を講じる施設の状況に応じ、農村地域防災減災事業を活用して、それぞれの施設が災害予防対策あるいは災害に対する応急復旧活動に資する施設としても有効に

機能するように配慮すること

- (4) 液状化等が原因で農業用施設が被災した場合、災害復旧に当たっては、被災の程度、被災後の地盤等の状況変化から、査定要領第15(2)の「原形に復旧することが著しく不適当な場合」の適用が可能と考えられる場合は、液状化等に対応した復旧工法について検討を行うこと

## 2 農業集落排水施設について

- (1) 農業集落排水施設については、「農業集落排水施設震災対応の手引き」(平成25年3月農林水産省策定)や、「農業集落排水施設設計指針」(農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会策定(平成25年4月最終改定))において示されている耐震設計の考え方等を踏まえ、次に掲げる事項に留意の上、耐震対策の推進に努めること
  - ① 汚水処理施設については、地域の状況や農業集落排水施設設計指針に基づく汚水処理施設の重要度判定の結果を踏まえ、耐震設計の見直しの検討が必要であるものについて、早期に耐震設計の照査を行い、所要の耐震対策を講じること
  - ② 管路施設については、今後の管路の埋設工事において、農業集落排水施設設計指針に基づく検討を行い、液状化発生の可能性があると判断される場合にあっては、必要な液状化対策を講じること
- (2) 液状化等が原因で農業集落排水施設が被災した場合、災害復旧に当たっては、1(4)の場合と同様に、被災の程度、被災後の地盤等の状況変化から適用が可能と考えられる場合は、液状化等に対応した復旧工法について検討を行うこと

別添(参考基準一覧)

### 1 土地改良事業計画設計基準

土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」基準書・技術書(平成21年3月)

土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」基準書・技術書(平成20年3月)

土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」基準書・技術書(平成18年3月)

土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」基準書・技術書(平成13年2月)

土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」基準書・技術書(平成15年4

月)

## 2 技術資料

土地改良事業設計指針「ため池整備」(平成18年2月)

土地改良事業設計指針「ファームポンド」(平成11年3月)

土地改良施設 耐震設計の手引き (平成16年1月)

## 3 災害復旧関連資料

農地農業用施設災害復旧事業査定要領 (平成13年4月)

## 2-32 地震動及び液状化が原因で被災した農業用施設の 復旧工法について

平成25年10月18日

(農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、  
沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて)

今般、会計検査院より、東日本大震災におけるパイプラインの復旧に当たり、主な被災原因である液状化に対する対策が実施されず、今後、液状化対策の検討が必要となっている事例が見受けられたことから、今後の復旧等に当たり、東日本大震災のような甚大な被害が再び生ずることのないよう、耐震対策、液状化対策、津波対策等を実施するなどして引き続き計画的かつ着実な復旧等に努める旨の所見が示されたところである。

これについて、別途「地方公共団体等が実施する農業水利施設及び集落排水施設の耐震強化等の推進について」(平成25年10月10日付農村振興局整備部長通知)により対応するよう通知されているところであるが、これに関連して、今後の災害復旧事業において会計検査院の所見の趣旨を踏まえた実施が図られるよう、都道府県、市町村等に対する下記事項の周知徹底をお願いする。

### 記

1. 災害復旧事業では被災原因に応じた必要最小限の復旧工法とすることが可能であり、地震動及び液状化が原因で農業用施設が被災した場合、査定要領第15(2)の「原形に復旧することが著しく不適当な場合」の適用を

検討し、被災の程度、被災後の地盤等の状況変化から適用が可能と考えられる場合は、次項以降に示す復旧工法について検討を行うものとする。

ただし、復旧工法の選定にあたっては、被災原因及び状況変化を十分把握し、適用工法を比較検討の上、安全でかつ経済的な工法とするものとする。

2. 液状化が原因で農業用施設が被災し、被災の程度から構造物を撤去後再設置する場合等において、構造物の基礎材及び埋戻土（以下、「基礎材等」という。）も併せて復旧する場合は、基礎材等を液状化に対応した材質・工法とすること。
3. 液状化によりマンホール等の構造物が浮上した場合で2の対応に加え、必要に応じて浮上防止に対応した復旧工法とすること。
4. 地震動による管路等の離脱箇所については、離脱防止に対応した継手等により復旧すること。
5. その他復旧工法の詳細な検討は、土地改良事業設計基準等によること。

## 2-33 コンクリートブロックの設計について

昭和49年5月1日

（構造改善局災害査定官から地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局  
災害査定官、北海道農業水利課長あて）

災害復旧事業において、工事の着手前又は施行中にさらに法の適用をうける災害が生じた場合における査定設計に使用するコンクリートブロックは、原則として標準ブロック（根固用は三角ブロック、護床用は十字ブロック）によることとしていたが、災害による状況変化が軽微で新たな工法をとるにいたらないと認められるときは下記のとおり取扱うものとする。

### 記

- 1 農地・農業用施設災害復旧事業については、全体計画（変更を含む）において、承認のあった特殊ブロックで設計するものとする。
- 2 海岸災害復旧事業（負担法）については、標準ブロックで設計するものとする。

## 2-34 杭打工の杭の根入れ長の設計について

平成2年5月10日

(構造改善局災害査定官から各地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局  
災害査定官、北海道施設整備課長あて)

このことについて、「農地・農業用施設災害復旧事業の標準工法」(昭和59年4月20日発行)に係る当該部分は、平成元年7月24日に制定された土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」の設計手法に準じるものとする。

なお、今後においても基準等関係図書が改定された場合には、当該改訂図書に基づき設計することを基本とする。